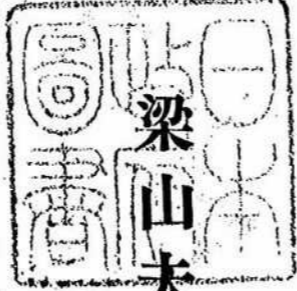




古蹟調査特別報告 第五冊



梁山夫人塚と其遺物

本文

朝鮮總督府

正誤表

頁數	行	誤	正
序一	九	轉任せられ	轉任せられ
序一	八	澤俊一	澤俊一
二	八	思はれ	思はれ
三	四	逃遁事件	逃遁事件
四	七	誤記	誤記
五	七	されとて	されて
六	七	あつたが	あつたか
七	七	なかつたが	なかつたか
八	七	彷彿しむる	彷彿せしむる
九	八	わたので	わたので
一〇	六	あらふ	あらう
一一	五	其れに	其れに
一二	一	張りのものが	張りのものが
一三	九	張りのものが	張りのものが

292.21
185

292
185

和
二
〇
〇
八
號

古蹟調査特別報告 第五冊

梁山夫婦塚と其遺物 本文

昭和二年三月十日

朝鮮總督府

前朝鮮總督府古蹟調査委員 馬場 是一 郎
朝鮮總督府 技手 小川 敬 吉

序 言

去る大正九年十一月命を受け慶尙南道梁山郡梁山面北亭洞の一古墳の發掘調査をし金銅の寶冠翡翠の勾玉等豊富なる遺物と而して稀に見る貴重にして明瞭な埋葬状態を視察する事ができた其後該古墳調査を主宰したる馬場古墳調査委員は他に轉任せられし外種々の事情の爲めに記録の作成が後れた然し出土の遺物は整理して一部は總督府博物館に陳列して一般の觀覽に供し尙得たる圖面及び寫眞は東京及び京都の兩帝國大學の研究參考に委し、朝鮮地方古新羅時代の遺物遺蹟として相當なる貢獻を學界になしてゐる筈である今調査顛末を記述し寫眞圖面を添付した一編を提出す。

本編の起稿執筆に際し前記の如く馬場古墳調査委員は遠隔の地に轉任られ劇職に就任せられし爲めその遑なく止むを得ず小川が獨り、これが編纂の衝に當つた爲めに本文の記述並びに圖面寫眞の整理に不備の點が多からうと思ふ。

稿成るに及んで其の校閲を古墳調査委員關野貞博士及び古墳調査委員大原利武氏に乞ひ其の補正を仰いだ尙別冊圖版及び本文挿入寫眞の撮影は専ら元古墳調査課員田野七之助氏に其一部分は本府囑託澤優一氏を煩して本編を成すを得

たのである記して以て其の好意を深謝す。

昭和二年三月十日誌

目次

第一章 序 説

第一節 梁山の位置……………一

第二節 梁山の沿革考(其の一)……………二

第三節 同 上(其の二)……………八

第四節 梁山邑附近の遺蹟……………三

第二章 古墳調査の状態

第一節 古墳の位置及調査日記……………一九

第二節 古墳の外形及石槨の構造……………二三

第三節 玄室内の状態並に主人の遺骸……………二七

第四節 婦人の遺骸……………三〇

第五節 甲乙丙の三遺骸……………三三

第六節 副葬品遺存状態 附 目録……………三六

II 次



第三章 裝身具

第一節 寶冠……………三九
 第二節 耳飾……………四〇
 第三節 頸飾玉……………四七
 第四節 釧及び指環……………五三
 第五節 鈔帶及腰佩具……………五五
 第六節 香……………五七

第四章 副葬品

第一節 利器類……………五九
 第二節 馬具類……………六三
 第三節 土器類……………六九
 第四節 雜……………七九

第五章 後論

第一節 殉死か合葬か……………八三
 第二節 結論……………八五

挿圖目次

第一圖 慶尚道地方略地圖(梁山位置)……………(小川敬吉製圖)一八・一九
 第二圖 同上梁山附近遺蹟圖……………(同) 上)一八・一九
 第三圖 梁山北亭洞第十八號墳見取圖……………(同) 上)二〇
 第四圖 梁山夫婦塚封土面斷圖……………(同) 上)二四
 第五圖 同上石室見取圖……………(同) 上)二六
 第六圖 同上出土金銅步搖及綾布圖……………(田野七之助撮影)三八・三九
 第七圖 同上上紗帽殘缺?……………(同) 上)四二
 第八圖 同上上金銅寶冠正面圖……………(澤俊一撮影)四四・四五
 第九圖 同上同上内部冠帽圖……………(田野七之助撮影)四四・四五
 第十圖 同上同上樺製寶冠圖……………(小川敬吉製圖)四四・四五
 第十一圖 同上高句麗古墳壁畫寶冠の圖……………(田野七之助撮影)四四・四五
 第十二圖 同上同上……………(同) 上)四四・四五
 第十三圖 同上西域出土冠帽並に朝鮮の紗帽圖……………(同) 上)四四・四五
 第十四圖 同上木塚出土指環空玉勾玉惹茨玉圖……………(同) 上)五二・五三
 第十五圖 同上忍冬文様圖……………(同) 上)五四・五五



第十六圖 樂浪及新羅の銀頭實測圖……………(小川敬吉製圖)……………六〇

第十七圖 本塚出土鐵實測圖……………(同)……………上)六二・六三

第十八圖 樂浪及任那古墳出土の轡見取圖……………(同)……………上)六五

第十九圖 本塚出土馬鞍附屬革並に麻布殘缺圖……………(田野七之助撮影)……………六七

第二十圖 同 上馬鞍附屬品實測圖……………(小川敬吉製圖)……………六八・六九

第二十一圖 慶州發見乘馬土偶見取圖……………(同)……………上)六八・六九

第二十二圖 新羅省三保出土高坏實測圖……………(同)……………上)七九

第二十三圖 本塚出土坩堝の圖……………(田野七之助撮影)……………八二・八三

第二十四圖 同 上土器文様……………(澤後一撮影)……………八二・八三

第二十五圖 樂浪郡古墳出土鍔及本塚出土釜圖……………(小川敬吉製圖)……………八〇

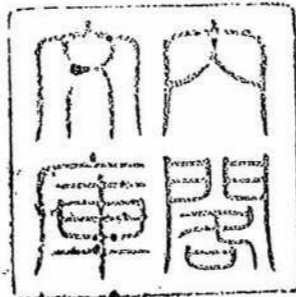
第二十六圖 本塚出土の漆殘缺……………(田野七之助撮影)……………八一

梁山夫婦塚と其遺物

朝鮮總督府技手 小川敬吉

第一章 序 說

昭和九年九月寄贈



第一節 梁山の位置

梁山郡は慶尙南道の東北部洛東江の河口に近い左岸に位置し、東南は東萊郡に北は蔚山郡西北は密陽郡に隣接し、西南は洛東江を距てて金海郡と對峙してゐる。

邑は梁山川の東側東山と呼ぶ小山の西麓に在り、過半破壊せられた石築の邑城を以て圍繞せられ、郡廳警察署郵便所等がある。邑を起點として南行すれば、金井山の東麓を過ぎ東萊を経て釜山に九里溪谷を一直線に北行すれば、彦陽を過ぎ新羅の舊都慶州に入るを得、行程十八里餘、彦陽から東すれば蔚山に出で、西すれば清道に出る。邑の西南二里弱に勿禁驛がある。此の驛は京釜線の南端に近い一小驛で、洛東江岸に臨み、金海地方への渡船場で淋しい田舎驛であるが、上古新羅伽羅の榮えし時代は黃山と呼び交通の要路に當つてゐた様である。向岸の地金海は伽椰又は任那の一國で、崇神天皇の昔から大和朝廷と關係の深い土地である。洛東江は鴨綠江

梁山夫婦塚と其遺物

に次ぐ大江で長さ百三十四里舟を通ずる區間八十七里餘此の流域こそ昔伽倻諸國の盛衰興亡せる迹で大和朝廷の使臣も此の溶々たる大江を往來したのであらう。上流伽倻津から下流東院津に至る區間を黃山江と稱し古史に散見する古戰場で江岸上には古長城も遺存してゐるのである。

第二節 梁山の沿革考 (其の一)

梁山の古名は歆良或は歆羅と記され日本書紀には草羅、匪羅、桑原と記載せられ日韓上古の交渉には密接の關係を有する地點である。

此の地は昔弁韓の境域であつたと思われが魏志に曰ふ弁韓十二國のどれに該當するか或は其他の部落であつたか未詳である。辰韓の斯盧國勃興して新羅となり近隣を開拓し境域を擴むるに當つて此の梁山の地も併合せられたのである。其時期は新羅建國后四五代を經過せる頃ならんと考へるが明瞭で無い。

三國史記列傳に依れば

居道失其族不知何所人也。任脫解尼師今爲于時于尸山國居梁山國介居鄰境。頗爲國患。居道爲邊官潛懷竝吞之志。每年一度集群馬於張吐之野。使兵士騎之馳走以爲戲樂。時人稱爲馬叔。兩國人習見之以爲新羅常事。以不爲怪。於是起兵馬擊其不意。以滅二國。

按ずるに新羅第四代脫解王の時隣境に于尸山國居梁山國があつて頗る國患をなしてゐた。居道が邊官となつて二國を亡したと云ふ記載である。此の居梁山國と謂ふのは今の東萊郡の古名で莒山國或は萊山國とも云ひ新羅の併合後は初め居梁山郡後に東萊郡と改名してゐる。即ち釜山から東萊機張の邊は昔の居梁山國であつたと考へられ于尸山國は今の蔚山以南の土地を指してゐる様である。慶尙道の東南端で洛東江の左岸の地釜山東萊の邊が脫解王の時新羅の領有となつたとすれば其隣接の地であり同じく左岸の歆良州は地勢上新羅領となつた。即ち洛東江の河口一帯の東岸の地は新羅の版圖にきしたと想像の出來ない事もない。其後の記載皆羅領であつたと推想せらるゝのみで反證の記載はないのである。今梁山に關係ある三國史記の記載を。

脫解尼師今(第四世)

二十一年秋八月阿奈吉門與伽倻兵戰於黃山江。獲一千餘級。以吉門爲波珍塗賞功也。

此の黃山江と云ふのは梁山と金海の間を流れる洛東江の事で伽倻兵とは何の伽倻兵の事か明瞭でないが戦端の開かれた位置から見れば金海の伽倻の事であらう。此の金海の伽倻は垂仁天皇紀に曰ふ意富加羅の事で韓書では加羅伽落。鴛洛。加良伽倻と書く金海の事である。新羅は黃山江を境として伽倻と戦つてゐる状態から見れば歆良州黃山(梁山)の地は羅領で向岸の地伽倻(金海)は敵國で相對峙してゐる。脫解尼師今の二十一年の秋には最早梁山の地は新羅領に編入せられてゐたと推せられるのである。

婆娑尼師今(第五世)

八年秋七月下令曰朕以不德在此國家西隣百濟南接加耶德不能綏威不足畏宜繕葺城壘以待侵軼云々

十七年秋九月加耶人襲南鄙遣加城主長世拒之爲賊所殺王怒率勇士五千出戰敗之虜獲甚多。

十八年春正月舉兵欲伐加耶其國主遣使請罪乃止。

二十九年夏五月大水民餓發使十道開倉賑給遣兵伐比只國多伐國草八國並之。

此の比只國は今の昌寧で多伐國は大邱草八國は草谿の事である新羅は婆娑王の二十九年迄に大邱以南の洛東江東岸の地を略領域に編入したと解釋ができる。

祇摩尼師今(第六世)

四年春二月加耶寇南邊秋七月親征加耶師步騎度黃山河加耶人伏兵林薄以待之王不覺直

前伏發圍數重王揮軍奮擊決圍而退。

味羅尼師今(第十二世)

三年春二月東巡幸望海三月幸黃山問高年及貧不能自存者賑給之云々

此の黃山と云ふは梁山の一名で今も尙部落名として残つてゐる味羅尼師今が三年の春三月に黃山即ち梁山に巡幸したと云ふは羅領であつたと云ふ明瞭なる記載で此王以前に梁山の地は新羅領に編入せられてゐたのであらう。

千尸山國居梁山國の位置に就ては異論があつて未だ確定に至らない但二國が今の東萊郡梁山郡の邊であつたであらうとは學者の見解が略一致してゐるのである附記して後考を待つ。

史記に新羅の建國は漢の五鳳元年とせられ脱解王朝は西曆一世紀の中葉となり此の王の頃には境域も擴大せられたと記載せられてある然るに魏志韓傳に半島の狀態が記され韓半島の西北部は樂浪帶方で南部は馬韓(忠清道)辰韓(慶尚北)弁韓(慶尚南)の三集團に分れてゐた馬韓は五十四國辰弁二韓は各十二國であつたと云ふ辰韓辨韓は大國四五千家小國六七百家と云ふから小國であつた事は略想像ができる辰韓の一に斯盧國がある此れが即ち新羅で日本書紀繼體記に斯羅三國史記には徐那伐と記されてゐる大國と見ても四五千家の小集團に過ぎない尙晉書に武帝(西曆自二百六十五年)の時に馬韓辰韓が貢獻したと云ふ記載もあるから此の狀態は三世紀の末葉までは續いたものと思はれる要するに新羅は三世紀の終頃迄は辰韓の一國斯盧國斯羅除那に過ぎなかつたと云ふ事は史學者の略認むる確説であり三國史記には矛盾があり新羅の紀年は延長されてゐると云ふ事で今學者の研究中に屬する問題であるから梁山の新羅領域となつた時期顛末は未定で羅史の研究の進むまで保留して置かねばならぬ。

梁山の長官になつた新羅の名臣に朴提上金舒玄金巖がある提上は歌良州干で訥祇王の時高句麗に使して王弟卜好を迎えて還り又日本に使して質味斯欣を逃還せしめ身は木島で燒殺

せられ死に至るまで屈せず新羅の爲めに意氣を示せる偉丈夫である。金舒玄は羅代の英傑金度信の父で良州掬官となり屢々百濟と戦つて其銳鋒を挫き境を守つて君臣に膏肝の憂なからしめたと云ふ事であり、金巖は度信の庶孫で景德王の朝良州の太守となつた名臣である。此の味斯欣の逃還件は日本書紀の神功皇后紀に五年春三月の出来事とせられ皇后の新羅親征に關連して起れる問題として著名である。然るに三國史記には此事件は納祇王二年の秋とし三國遺事には納祇王十年乙丑として記載せられてゐる。日韓書とも内容は略ぼ等しきも紀年の齟齬かくの如し神功皇后の新羅親征は仲哀天皇の崩去せる年で書紀には仲哀天皇九年庚辰(西曆二世紀末葉)とし、古事記には壬戌歳と記され、羅史には充分の記載無く古來學者の難問としてゐる事件である。最近史學者の研究も進み日韓史とも紀年に誤りがあり事實に矛盾がある。皇后の新羅親征は四世紀の後半に起れる問題で新羅の奈勿王朝、百濟の近肖古王朝に該當すると云ふ事である。然し此の新羅親征事件を非認する學者もあるので今尙不明瞭の事件として殘されてゐる。新羅親征事件の有無は兎も角として新羅が日本に質を送つてゐた事共質が逃げ還つた事、使者の罪を問ふて燒殺した事、歌良城を屢々日本が攻めた事等は史料を異にせる日韓兩史に明記されてゐるから確實と見て誤りはあるまい。

日本書紀 神功皇后紀五年に

新羅使者毛麻利叱智等竊分船及水手載微叱早岐令逃於新羅。乃遣菊靈置微叱許智之床伴爲病者。告襲津彦曰微叱許智忽病之將死。襲津彦使人令着病。即知欺而捉新羅使者三人。納檻

中。以火焚而殺。乃詣新羅。次于踏鞴津。拔草羅城還之。是時俘人等今桑原、佐麻、高宮、忍海、凡四邑漢人等之始祖也。

此の書紀に記せる質の微叱許智と云ふは新羅十七世奈勿王の三男で納祇王の小弟である。三國史記には味斯欣、三國遺事には美海(或曰未吐喜)と載せられてゐる。而して使者の毛麻利叱智は婆娑王五世の孫で歌良州となつた朴堤上の事である。三國史記には朴堤上(或曰毛永)と載せ三國遺事には金堤上と記されてゐる。堤上の姓を金とし朴となし或は單に堤上とせる史記遺事の記載状態を見れば古新羅時代に於ては姓は無いと眞興王拓境碑の研究に附隨して論せられた今西博士の説が思出される。尙同博士は三國史記朴堤上の注記毛永は毛末の誤記である事を考證せられた。毛末はモメル又はモマリと讀むので日本書紀の毛麻利叱智と同音を表した文字である。即ち史記の堤上(毛末)は書紀の毛麻利と等しいのである。

葛城襲津彦は建内宿禰の六男で神功皇后の攝政時代から仁德天皇朝までも歴任し、屢々新羅に副ふて對島に至れる時質、味斯欣に逃げ歸られ追へども及ばず、奇計を弄せる使者、堤上等を獲へて燒殺し、踏鞴津に至り草羅城(歌良城)を抜き、俘人を得て歸つた人である。此の時の俘人は内地に歸化し四邑の漢人の始祖となつたと記されてゐる。果して然らば梁山附近には漢民族が居住してゐたのであらうか。いささか疑問である。

く移住せる扶餘族即ちツングース系の一分派と云ふ説が最も有力である。魏志を見ても三韓民族と漢民族とは別種である事は明瞭である。然るに其韓民族たる新羅を攻めて支那民族たる漢人を俘人とした事は甚だ不可解である。葛城粟津彦の述行した歸化人の居住せる四邑の内桑原は大和國葛城郡の桑原で梁山の古名歌良(章羅)の地名を傳へ姓氏錄に大和國諸蕃桑原直漢高帝十世孫萬得臣主後也とあり佐藤は葛城郡佐味莊で新羅の鉏海水門の名を残したのであらう。神功皇后四十七年百濟使者久氏等始めて我が國に朝貢せる時の言に臣等失道至沙比則新羅人捕臣等云々の沙比も鉏海水門も同所で梁山附近の港であらう。高宮は葛城郡の高宮で忍海は判明しないが大和の忍海の事であらう。かく歸化人は大和の地に南鮮梁山附近の地名を残してゐる。若し漢人であつたとすれば支那の地名を傳へる筈と思はれるに南鮮の地名を残してゐる理由が可笑しい。此れ等が漢人では無く韓人であつたかも知れぬと疑ふ點である。然し大和に移住せる歸化人は漢の高帝の後裔であると名乗つてゐるし、正史には漢人と明記してある。樂浪帶方の滅亡後は遺民の一部逃れて南鮮に走り韓民族と雜居してゐたのかも知れない。而して何等かの理由で此の漢人のみを粟津彦は述行したとの想像もできる。兎に角疑點はあるが梁山附近には漢人の部落が在つたと考へる事も不當ではない。

第三節 梁山沿革考 (其の二)

本郡は新羅文武王五年西曆六百六十五年上州下州の地を割きて歌良州を置き景德王の時良州と改め高麗太祖梁州と改稱し顯宗王の朝防禦使を置き後一度密城(密陽)に合併せしが忠烈王に至り復分置し李朝太宗王の時梁山と號し郡としたのである。

此の上州下州は行政上新羅が今の慶尙道の土地を別ちし名稱で南道北道と同義のもので此の上州下州の政廳も新羅領域の消長に従つて移動してゐたのである。上州下州考に就ては大正六年告書を參照すべし文武王五年は百濟亡びて六年高句麗を平壤に攻めて戒衣を解くに遼なき多端なる場合なるも擴大されし領土を整理し舊領慶尙道の地を三州に區分し新州は歌良州(梁山)に置かれ次王神文王の五年に初めて九州の制度備はり第三十五世景德王の時此の地は良州と改稱せられたのである。

三國史記景德王の條に

十六年冬十二月改沙伐州爲尙州領州一郡十縣三十歌良州爲良州領州一小京一郡十二縣三十四。昔州爲康州領州一郡十一縣二十七。下略

此の三州は今の慶尙南道及忠清北道一部の地で新羅の舊領地である。尙百濟の舊領を三州に高句麗の舊領平壤以南の地を三州に別ちて九州の制度を定めた。此の時の良州は都城を包圍する中心の州であつた。三國史記地理誌に記載せられた良州の郡縣を現今の地名と對照すれば左記の如きものである。

良州所轄郡縣表

梁山夫婦塚と共遺物

景德王朝郡縣名

現今地名

良州	鹿陽縣	金海小京	義安郡	漆隄縣	合浦縣	熊神縣	密城郡	尙樂縣	密津縣	烏岳縣	荆山縣	蘇山縣	火王郡	玄驍縣	壽昌郡
慶尙南道梁山郡梁山面	蔚山郡彦陽面	金海郡金海面	昌原郡昌原面	咸安郡漆原面	馬山府及昌原郡內西面	昌原郡熊川面	密陽郡密陽面	昌寧郡靈山面	密陽郡下東面(美川里)	慶尙北道清道郡華陽面	同 豐角面(蘇里洞)	同 角北面(牛山里)	慶尙南道昌寧郡昌寧面	慶尙北道達城郡玄風面	同 大邱府

大丘縣	八里縣	河濱縣	花園縣	獐山郡	解顔縣	餘糧縣	慈仁縣	臨阜郡	長鎮縣	臨川縣	道同縣	新寧縣	甌白縣	東萊郡	東平縣	機張縣
大邱府及達城郡の一部	漆谷郡漆谷面	達城郡河濱面	同 花園面	慶山郡慶山面	達城郡解顔面	慶山郡珍良面	同 慈仁面	永川郡臨阜面	同 新村面	同 永川面	同	同 新寧面	同 華東面(古縣里)	慶尙南道東萊郡東萊面	同 西面	同 機張面

梁山夫婦塚と其遺物

東安郡	慶尙北道蔚山郡西生面?
虞風縣	慶尙南道梁山郡熊上面
臨關郡	慶尙北道慶州郡外東面(宅火里)
東津縣	慶尙南道蔚山郡江東面?
河曲縣	同 府内面
義昌郡	慶尙北道迎日郡興海面
安康縣	慶州郡江西面(安康里)
驛立縣	迎日郡長馨面
神光縣	同 神光面
臨汀縣	同 迎日面
杞溪縣	同 杞溪面
晉汁火縣	慶州郡江西面?
大城郡	清道郡大城面
約章縣	同 梅田面?
東畿縣	慶州郡内東面
商城郡	同 江東面(有琴里)
南畿停	同 内南面?

中畿停	同	慶州面?
西畿停	同	西面?
北畿停	同	川北面?
莫耶停	同	見谷面?

此の良州所轄郡縣對照表製作に就ては大原古蹟調査委員の教示を乞へる點多し記して以て其好意を謝す。

此の梁山の地が新羅に重要視せられたのは日本及び任那に深い關係を持つからで、任那諸國を併呑し百濟を亡せる後も尙日本に對し王都南端の樞要地として重きをなしてゐた様で、其後時代も移り新羅も滅亡して高麗朝に至れば單なる一地方と變じ倭寇の衝路に當つた位である。鄭承雨と云ふ高麗朝の梁山人は母を奉じて靈山に倭賊を避けたと輿地勝覽に載せられてゐる。文祿役に於ても加藤小西の兩將は釜山に上陸し梁山に進み一は彦陽を経て慶州に入り一は洛東江に沿ふて北進したと傳えられてゐる。梁山の地は海峡を越え韓半島を北上するに當つては今も昔も變らぬ通路である。

第四節 梁山邑附近の遺蹟

此の地には多くの山城址と古墳群とが遺存してゐるが古墳の發掘調査が目的であり、日程の都合もあつたので遺蹟の調査は充分に行ふことが出来ず、又其の後も調査の機會を得ない。

梁山尖峰塚と其遺物

のである。古墳調査の餘暇踏査したのは邑附近の二つの山城と古墳群とである。一は邑の背後にある東山城址で一は北亭洞の東側に聳ゆる北山城址である。兩山城址とも中腹以下に多くの古墳群が遺存してゐる。

梁山邑の東側に續いて東山と呼ぶ小山がある。其頂上に直徑二町許なる稍々平坦な所があり其山頂を繞つて鉢巻型の石壁が築かれてゐる。崩壊はしてゐるが山城の廢址だ。東及び南には峰續きの箇所があり此處には堅固な高い石壁が築造せられ遺址も残つてゐる。東國輿地勝覽に「古山城在郡東三里」記載されとてゐる羅朝の山城址であらう。

此の山城の廢址に立てば邑は脚下にあり、南には金井山屹立し、北は谷を隔て、北山城と對峙し、東側は山陵起伏、西南は平野開け、洛東江は溶々として山間を縫ひ、青田の間を迂曲して流れ海に入る。玩具の如く見ゆる京釜線の列車は黒煙を上げつゝ、江岸に沿ふて走つてゐる。向岸金海の山々も眼下に見ゆる。

古墳群は此の山の西側中腹以下に列をなし、或は散在して築造されてゐる。墳型は普通の圓墳で、大なるは基徑十四五間高さ四間餘に至るも、小なるは封土流失して漸く存在を認め得る位いのものである。合計七十二基位、其の内過半は自然に崩壊し、或は故意に破壊せられて石礫を露出し、残骸を止むるに過ぎないが、尙ほ三十數基位は完全に保存せられてゐるのである。

梁山邑の東北十町許りに城隍山がある。山城址があるから山城峰とも北山城とも呼んでゐる。三百三十二米突の標高を有する大きな山城址である。東國輿地勝覽に「城隍山城、石築周四千三

百六十八尺高六尺、内石井六池二、有軍倉」と載せられてゐる。李朝初期までは軍倉等もあつて使川せられてゐたのであらう。石築の城壁は蜿々として峰を繞り谷を包んで築造せられ、石壁の大部分は崩壊してゐるが尙殘影を止めてゐる箇所もある。昔の用水址であらう。水田と化して耕作せられてゐる所もある。新羅燒きと稱する青黒色の土器破片も散亂して羅代の舊城址なる事が判る。新羅は此の梁山に餘程早くから築城してゐたと見えて、日本書紀神功皇后紀の末に草羅城を葺きて歸ると記され、三國史記慈悲王の時には倭人を防ぐ爲めに邊によりて二城を築くと記されてゐる。何れの城であるか判明しないが梁山の近傍の城である事は確である。

第三十世文武王も十三年に良州骨爭峴城を築き、次王神文王も七年に歌良州城を築造してゐる。此れ等の築城は日本軍防備の爲めにしたのである。天智天皇の築城された筑紫の椽の城、長門の長門城、讃岐の屋島城等と對照して回顧すれば當時の日鮮の交渉の状況を彷彿せしむる面白い遺蹟であるが何れの城址に當るか未だ判明してゐない。朝鮮で峴と云ふは峙の事であるから文武王の築かれた骨爭峴城と云ふは黃山江岸にあると云ふ古長城の事ではなからうか。

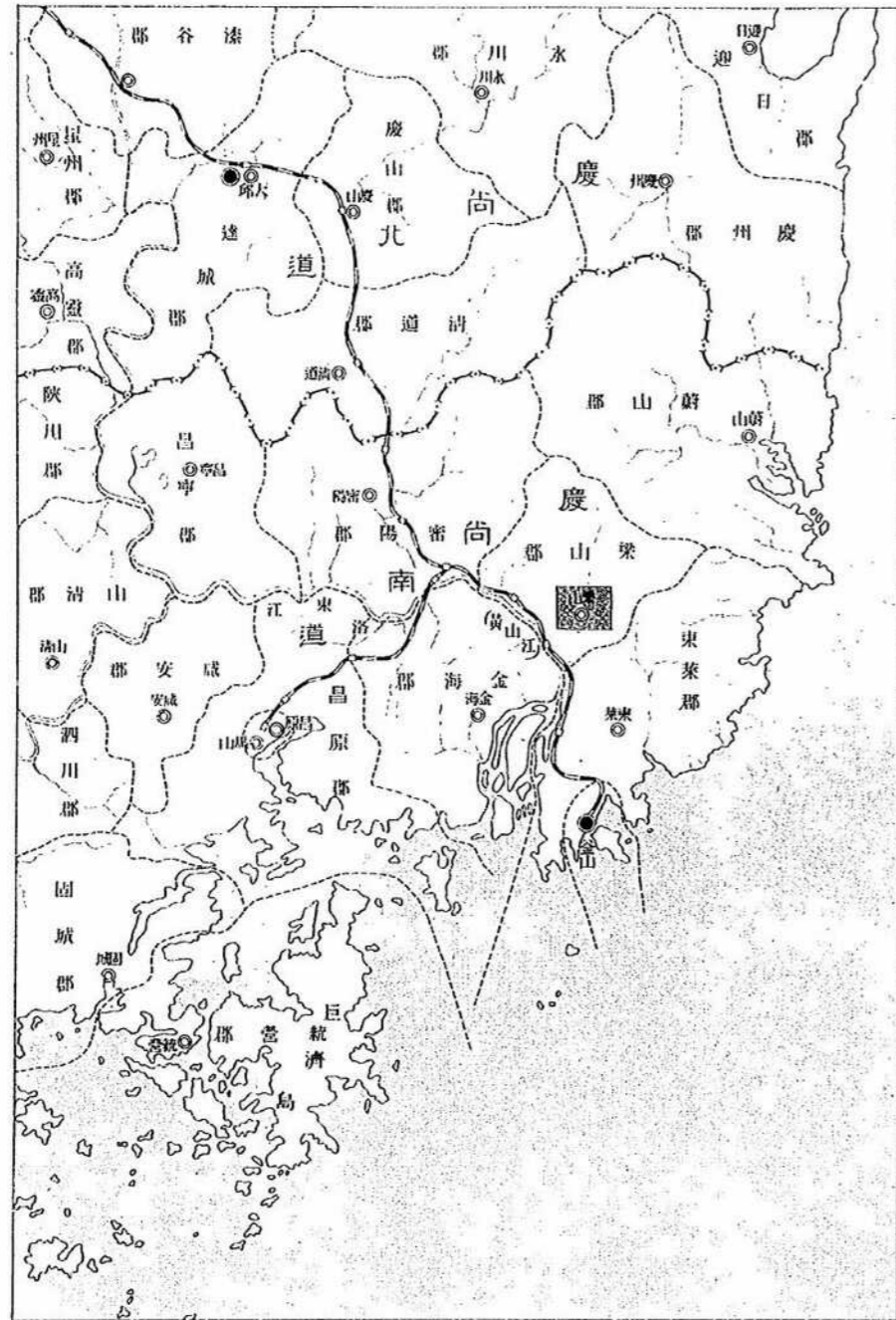
此の北山城峰の西側にも中腹から山趾にかけて峰をつたひ脊を降つて多くの古墳群が築造せられ、封土は流失し石礫は崩解してゐるものも多いが尙完形を保てゐる古墳も些くない。石礫は長方形か或は短冊型の平面を有し、尺位の野石を亂層積となし、室壁を築き大きな天井石を

架したもので、一つの封土内に二つの石室を築造してあるものもある。かゝる場合は石室は比較的小さい様である。山城址及び古墳散布状態は挿入の略圖に示す事とした。梁山には尙此の外に多くの遺物遺蹟が残されてある。新羅第五十一世眞聖女王は黄山に葬つたと三國史記に載せられてゐるが王陵の有無及び所在地など未だ判明してゐない。勿禁驛から院洞驛に向ふ途中にトンネルがあり其の入口の近くの丘に古墳群がある。此の古墳は去る年堤防工事の際發掘したと云ふ事で其の時の出土品であると云つて土器を見せられた事がある。新羅統一期に屬する見事なる土器盒であつた。其他の遺物に就て尋ねたが發掘の當業者でなかつたので要領を得ずに終つた。此の古墳も見たく江岸の古長城も踏査したいと考えてゐるが未だ其意をはたさない。

参考の爲め殖産局山林課の調査に成りし梁山郡の遺蹟表を左に掲げる。

名稱	所在地	備考
城址	梁山 三湖洞 (私有)	三湖里の西北方凡十町河に臨める小丘上にあり中形の石壘なり。
城址	同 西面 勞基里 (國有林)	丹島山城と稱す通慶寺の北方鷲棲山上に在り東南は天然岩を利用し西方は石築の城壁あり。
城址	梁山 西面 新基里 (同上)	梁山邑の東北方凡十町にあり北山城と稱す周圍凡千三百間の石城なり。
城址	梁山 西面 北部里 (同上)	梁山邑の東方凡五町の東山上にあり中形の石壘にして所々崩壊せり。
城址	同 東面 架山里 (私有)	敦浦城址と稱す鐵道に接近する小丘にあり中形の石壘にして全く崩壊す。勿禁驛停車場の東南方凡十餘町孤立の山上に在り山城なり周圍凡七百五十間の石築城なるも大部分崩壊し一部分は鐵道工事の時破壊せらる。
城址	同 西面 曾山里 (國有林)	(乙種) 重要な豫定林野。

- ◎古墳 梁山 西面 新基里 (私有) 北山城の西麓に凡二十個の古墳あり直徑三間乃至五間。
 - ◎古墳 梁山 西面 北部里 (國有林) 梁山邑後の山腹に無數の小形古墳在り殆ど全部完全なり。(第一種) 不要な林野として學校組合に貸附。
 - 古墳 同 西面 架山里 (土木局) 架里の西北方小山上に三個あり一は直徑凡三間他は直徑凡七八尺。
- ◎印は踏査せる遺蹟で尙此の外に各種の遺蹟遺物が現存してゐる。



第一圖 梁山の位置

第二章 古墳調査の状態

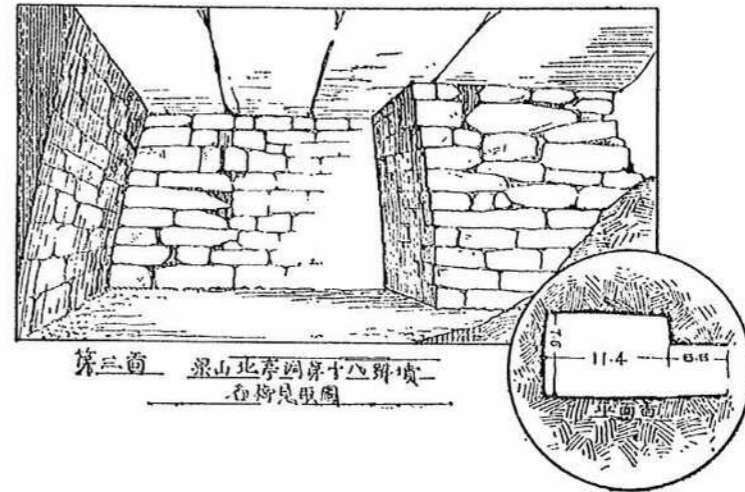
第一節 古墳の位置及び發掘日記

梁山邑の東北にある北山城の西麓に北亭洞と云ふ小部落があり、梁山から彦陽蔚山に通ずる街道に當るので北亭院が置かれた事もある。此の部落の南側に山趾が伸びて馬の背形をした丘陵があり、南北は一町許りの幅しか無いが東から西に延びて次第に低下し通度寺街道に至りて終つてゐる。此の丘陵上に稍々大きな古墳が一列に並んで築造せられ、邑の附近から遠望すれば堂々たる壯觀を呈してゐる。此の古墳群中東端にあるものを北亭洞第一號墳とし、順次西に數へて最後のものを第十八號墳とした。(附屬圖參照)發掘せる古墳は此の群中の第十號墳である。調査後玄室の石床上に夫婦と覺ゆる遺骸が並んで葬られてゐたので夫婦塚と命名したのである。

此の古墳を選定するに當り馬場委員と協議した結果は

- (一) 有効なる古墳を選択する事
- (二) 日限は十日内外に終了する事

共に封土の外形を見て決定するより外何等の方法が無いが位置に就ても些か考察を試みた。此の古墳群中最も低地に造られた第十八號墳は街道に接近せる松林中に在て完好なる圓墳



である。四五年前盗掘されたこと云ふ事で羨道から玄室に這入つて視察する事ができた。挿圖第三は内部の見取圖である。石槨の状態を見るに石壁は整層積みで他の古墳に比して巧妙である。石壁面には白漆喰が塗抹せられ、玄室も方形に近く羨道も一方に片寄せて構築されてゐる。高所に築營せられた古墳に比較して色々の點に於て進歩せるを認め、恐らく新羅統一後に構成せられた墳墓であらう。一丘上に連珠様に築造せられた古墳群は相互間に何等かの關係を有するものであらう。而して最初は比較的高い適當な場所を選定し、次ぎ次ぎと關係をたどつて低位に及んだものではあるまいか。若し然りとすれば一群の中頃には位置するものは所造年時も中頃ではあるまいか。位の考で北亭洞第十號墳を選定したのである。

調査日記

大正九年十一月十三日 北亭洞の第十號墳(梁山)を發掘す可く郡書記警官の立會を乞ひ寫

眞の撮影をなし人夫を指揮して墳の南方肩部より三間幅で發掘作業を開始す。

同 十四日 人夫を督して發掘作業を繼續中該古墳の所有者なる者來り抗議を提出して曰く、本古墳の東々南一町餘の處にある小墓地は吾々親族の共有である。故此の古墳群も吾々の共有である。自分は他出中で面事務所から何等の相談を受けてゐない。他は承知しても自分は發掘を承知せない。中止を欲すと云ふのである。今更中止は困る。君の親戚一同は快諾をしてゐる。而して此の土地も未だ國有林か私有林か其査定も済んでゐない場合である。曲げて承諾せられたいと談じて漸く了解を得たのである。

後で聞けば所有者と稱する某は數年前内地人某に此の古墳群に埋藏せられてゐる遺物の賣渡しの相談をした。然し價格の點で契約が成立せず其儘となつて今日に及んでゐる古墳の肩部に往々印されてゐる發掘の迹は其の時の試掘に依つてできたものである。うだ。

同 十五日 少許の傾斜を附して垂直に掘る。事十八尺に至るも尙墓槨に達せずして止む。封土の高さから考ゆれば最早槨の一部に達せねばならぬ筈なるに

同 十六日 方針を變更して封土の中心に向つて進み夕方に至つて漸く天非石の外側に到達する事ができた。發掘作業を始めて四日目である。初め發掘の方向を定むるに當り古墳群中石槨の露出せる二三のものを見るに皆南北に長き石槨を有してゐる。本

梁山夫婦塚と其遺物

墳も又等しき状態のものと考え、南方より着手せるに豫想は裏切られて東西に長いものであつた掘れども、要領を得なかつた筈である。此れで本古墳群の石槨には一定の方向は無い事が判つた。

同 十七日 天井石を傳ひ外側の土を排除し側壁を構成せる積石の一部を取り去り這ひ込む位の孔を開いた。天井石を支持せる壁面を破つた事故危険にして何時崩壊するかも計りがたいと考へたが、今更迭道の方を改掘する丈の勇氣も時間も無し危険と不便と不安を忍んで馬場委員と共に梯をつたひ玄室に下りた。中央には高い石床があり其の上に夫婦と覺しき遺骸が着装のまゝ、葬られ、下床にも三人の遺骸が横はつてゐる。雨は降りだす玄室は暗し調査を中止して夜警を附して歸る。

同 十八日 遺骸遺物の配置圖作成を始む。曇天ではあるし、光線の入る孔は小さし玄室内はほの暗く一面に遺物は見えつ隠れつ散布されて在る脚の踏場にも迷ひつつ蠟燭の火を頼りに尺度を讀みつゝ作圖をなす。

同 十九日 邑の寫眞師に依頼して玄室内の撮影をなす。槨内は狭し光線は不充分なり閃光器はなし困難一方ならず。

同 二十日 石槨内には幸に水の溜つた形跡は無きも壁面に塗られた粘土剝落して遺物の一部を掩ひ隠せる故土を除きつゝ作圖をなす。思ふ様に進捗せず。

同 二十一日 冠、香、鍔、帶、劍等の裝身具を玄室から取り出す。

同 二十三日 東壁(奥壁)に接して置かれた武器馬具土器等出土す六日間を費して遺物遺骸の配置圖作成を終る。

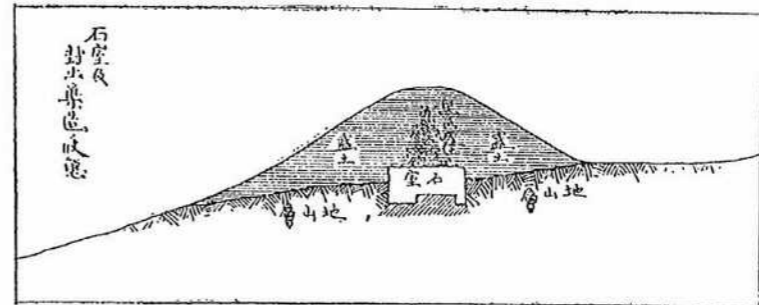
同 二十二日 北壁に接せる石床は増築せる疑ありし故表面の玉砂利を除き栗石を一重取り去れば又砂利層が現れてきた而して輪鏡の片足分と雲珠三個を得た。小田中樞院書記官小坂部扇山内囑託の來觀あり。

同 二十四日 石槨の實測をなし出土遺物の荷造りをなす。
京都大學の梅原囑託の來梁あり遺物を見て歸らる。

同 二十五日 壺を買ひ、腐朽残存せる遺骨を納め石床上に安置して調査を終る。本古墳發掘に着手以來使用せる發掘人夫手傳人夫夜警を合せて七十二名を要せり。調査中に降雨或は曇天の日もあつたが餘り故障も起らず十三日間を以て無事調査を終る事が出來た。

第二節 古墳の外形及石槨の構造

本墳は完全なる圓墳で封土の高さ二十七尺二寸基底部の直径百八十尺を有し東側は少許の芝生を距て、第九號墳に隣接し西は緩き傾斜面となつて第十一號墳と對峙してゐる封土の北面は松林で其他は芝生と矮松で被はれ、南側の肩部に少しの盜掘の痕址を残せる外完全



第四圖 (夫婦塚封土断面圖)

なる形態を保持せる急勾配の圓墳である。丘陵上に設けられた古墳は封土の寸尺を記載する事は困難なもので墳基の境界も明瞭で無く高さを定むる地盤も一定してゐない。本墳の如きも傾斜面に築造せられたもの故南側は非常に高く見え東側は最も低いのである。前記の寸尺は石槨の床を基準として算出したものである。

石槨を築造するに當り丘陵上の適地を數尺掘り下げて床となし側壁を積み上げ天井石を架し石室を構へ封土を盛つたものである。此の石室と封土の中心とを一致せしめる爲めに暗黒色をせる土を天井石の上端中央に盛り上げて目標とせるものゝ如く封土の中心は暗黒色なるも廻りは赭色をせる山土で築造されてあつた。先年關野博士の調査せられし平南江東郡の傳漢王墓に於ては石槨の上部に木材を樹立し石槨と封土の中心の一致を計れる痕迹を認めしと云ふ。共に封土築造上に於ける古人の注意の一端を伺ふ事が出来る。

石槨は封土の中央部に東西に長く築造せられ、長十七尺九寸幅七尺五寸、高さは八尺五寸を有し四壁は徑一尺内外の野石

を亂積となし上部に至るに従ひ次第に室の幅を狭め以て天井の構架を容易にしてゐる。羨道は西壁の稍々上部に設けられてゐる。此の少許床より上部に開かれた事は石槨築造の際地盤を掘りし爲自然に生ぜし結果ならん。昌寧校洞里の古墳に於ても二三の類例を見た。

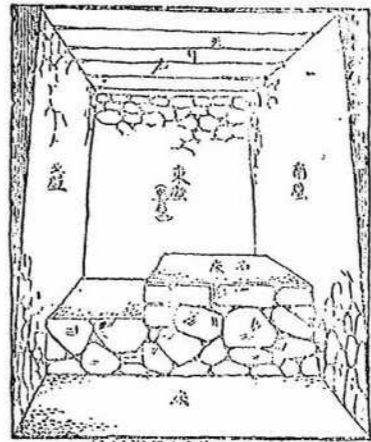
羨道は幅五尺二寸、高さ五尺を有し野石を以て不規則に閉塞せられてゐた。此の閉塞は最後に室外から爲されしもの故室内面に粘土は塗られてゐないのである。

玄室四壁の表面は粘土を塗りて石壁面の亂雜を隠して在つたが今過半は剝落して幼稚な石積面を露出してゐる。天井は巨石故困難であつたが或は其必要を認めなかつたが初から粘土塗りには施されなかつた様である。此の粘土塗は下塗をなし上塗には白粘土を解いて薄く塗つてある。石灰塗かと思はれる位白く而してやゝ淡黄を帯びてゐる。古墳石室の壁面に粘土を塗抹する事は玄室内の裝飾の意味で成されたものであらう。此の塗り方も一回塗りより二回塗りとなり漆喰塗石灰塗と次第に進歩し花崗石の小叩きとなり壁繪の裝飾と進んだものであらう。北鮮に於ける高句麗の古墳玄室には早くから漆喰塗が施され高級のものには壁畫が施されてゐる。然るに南鮮即ち新羅任那のそれには三國時代には漆喰塗は無く新羅統一後初めて其れを見る様である。南北文化の差異はかゝる點にも顯れてゐる様に思ふ。

石室の底部は一面に玉砂利を敷き詰めて床とし、中央部に高い石壇が設けられ小さい玉砂利が敷かれてゐる。此れが遺骸を安置せられてゐた石床である。此の石床は奥壁に接近して作られ、長さ九尺二寸餘、高さ二尺五寸、此の石床は上圖の如く最初は二段に造られ後一段に改造せ

られたものである。

副葬品馬具類調査のせつ鐵製輪鏡の一個を得た。鏡は一対をなすものである。然るに片足分しか遺存して無いと云ふ事は不思議である。而して調査の歩を進め最後に疑問としてゐた婦人の遺骸の安置してある石床の玉砂利層と一尺程の栗石層とを除き去れば又下から玉砂利層が顯れ其の上に鏡の片足分と金銅雲珠の三個を發見する事が出来た。石床表面の區劃及び積石の施行法を見ても石床の一部は増築せられた事は明である。初め二段に築かれてあつた石床を後に必要ありて一段の石床に改造した事が益々明瞭となつた。此の石床の形式は古新羅加那特有のもので新羅人加那人の居住せる慶尙道に多く見る種類の石床である。平塚に現存する漢民族の墳墓とも異り、高句麗百濟のそれとも等しく無い。反つて内地の一部に遺存するものに類似の點を認むるのである。



第五圖 (改造前石床非想圖)

史學者の謂ふ處に依れば辰韓弁韓の新羅伽倻と進歩したのは三世紀の末葉からで魏志の三韓風俗に馬韓は其の葬に棺あつて槨が無いと記されてある。辰韓弁韓にも槨はなかつたもの

であらう。然らば新羅伽倻に有槨の古墳のできたのは其後と考へねばならぬ。新羅の文化は三國中最も後れたのは明瞭なる事實で、漢民族に接近せる高句麗第一に開發せられ百濟之に次ぎ新羅は最も後れた。然し新羅も此れ等先進國の文化を輸入し進歩改善を計つた様であるから、槨も次第に進歩し新羅統一頃に至れば餘程進んで、石槨等も高句麗のそれに接近してゐる様に思ふ。或は唐の影響をより多く受けてゐるのかも知れ無い。兎に角、石槨等も餘程變化してゐる。長方形の平面は方形となり、羨道も狭く長くなつてゐる。本墳の石槨を見るに、平面長方形なるも稍々長さを減じ幅を廣め羨道も少許狭められてゐる。壁面の粘土塗も進歩せる形迹を見る。新羅統一後の古墳とは異なるも色々の點に於て發達してゐる。古新羅の末葉に近き頃築造せられたもので西暦六世紀頃の石槨である。

第三節 玄室内の狀態並に主人の遺骸

玄室の内部は側壁に塗抹せられてゐた粘土が墮落し周圍の遺物を被ひ隠し或は散亂せしめてゐるが中央部には及ばない。水の溜つた形迹も無い、只所々に水滴の落下して灰化せる遺物を消滅せしめた部分ある外比較的明瞭に埋葬當時の狀態を保留してゐる。

高い石床上には奥壁(東壁)を枕として男女二人の遺骸と疊しきを安置し、下の床には南方を頭部として三人の遺骸が納められ、奥壁と石床に挟まれた狭い一區劃には土器武器馬具等の副

葬品が並置せられ遺骸は盛装し伸展して葬られてゐる。衣服等消滅し骨骸は形態を失ひ白灰に變化し、間々原形を遺せる部分もあるが脆弱にして手を觸るれば崩壊す。今記述の便宜上遺骸を主人婦人及び甲乙丙の遺骸として説明する。各遺骸及副葬品配置の状態の詳細は別冊圖版第五の配置圖に譲る。

石床上の右側に東方を枕とし仰向きに伸展して葬られてゐるのが主人の遺骸である。金銅の寶冠を頂き純金製環珞附の耳飾を垂れ、瑠璃玉を以て聯結せられた翡翠の句玉を掛け、三十六枚の銀鈔よりなれる寶帶を帯び、腰部には短冊形をなせる垂下腰佩を纏ひ、兩手の指には銀製の指環を偲め、左側には環頭の太刀を佩き、兩足には步搖の附いた金銅の沓を穿いてゐたのである。

遺骸の顔面上には麻布の如き布を覆へる痕跡があり遺體の周りに多くの步搖が散布せられてゐる。金銅製で直径六分餘の二枚の小圓板から成り、銅線を以て連結せられ一枚の小圓板は中央部稍凸起し其の周りに三つの小孔が穿たれてゐる。此の步搖が何に使用せられたか不明であるが小孔は糸を通す針孔であらう。若し此れが釘孔ならば夥多なる步搖中一本位の釘は残存して在る筈である。然るに此事も無く又痕跡も無いのを見れば、針孔で布の如きものに縫附られしものであらう。此の步搖が九十五個餘主人の遺骸を周りに散布せられてゐる状態から推想すれば、衣に綴りて遺骸を掩ひしものであるまいか。

魏志馬韓人の風俗に「環珠を以て財寶となし、或は衣に綴り或は頸に懸け耳に垂れる」との記載

と一致する様に思ふ。同じ三韓の故地ではあるし風俗の或者が符合するに不思議はあるまい。着衣は綾の小紋を使用せしか右脚關節の部分で小殘片を發見した。然し炭化甚しく細粉となつて消滅し細片を拾得せるのみであつた。(神圖第六)

遺骸は木棺に納められず石床玉砂利上に直ちに安置せしものか、木棺の小木片も釘鏝等も残存せず、又痕跡も見ざる事が出来なかつたのである。

寶冠耳環より沓に至るまで裝身具着裝の状態然として亂れず、仰臥の姿、些少の移動を見ず埋葬當時の様を彷彿として見る様である。之れに因りて見るに六尺許の身長を有する遺骸で、沓も大きく指環の如きも直徑七分三厘に達する大きな指である。尙副葬品鐵等の偉大なる點を併せて考ふれば、本遺骸は偉丈夫のその様に思ふ。本遺骸の裝身具と他のそれとを比較し尙玄室内に於ける位置より考察して此れを本古墳の主人公であり、而して男性であると推定したのである。

主人所用裝身具

金銅寶冠	一	具
純金耳環	一	對
頸飾玉(翡翠句玉一顆、瑠璃小玉一懸)	一	聯
銀指環(左手五右手五)	十	口
銀鈔帶(三十六鈔附)	一	條

梁山古墳塚と其遺物

銀短冊形腰佩(大)	一	條
同 (小)	五	條
金銅沓	一	足
環頭太刀	一	振
衣殘缺(袴)	一	片
金銅步搖	九十五	個

第四節 婦人の遺骸

石壇上主人公の左側に並んで安置せられてゐるのが婦人の遺骸である。頭部の位置に一對の華麗なる垂飾附の耳飾があり、其耳環には步搖のついた金の空玉が一聯宛附屬してゐる。其の間首から胸の當りに華美なる頸飾りの一連がある。中心に紅瑪瑙の勾玉を置き、純金空玉、水晶、瑪瑙等各種の玉を銀線を以て連結し、上部を兵庫鎖とせる優美華麗なる首飾りである。腹部には銀帯が輪をなして遺存し、銀の透彫ある三十三個の鈔と美錠とから成つてゐる。腰部の左に偏して少々大きな腰佩が垂下し楕圓形と短冊形を連結せる銀製の者である。左側には同形の小さい腰佩と而して金銀装をなせる華美なる刀子とがある。鈔は腰の兩側に二個宛遺存し、右は金製左は銀製である。尙鈔の下に瑠璃玉及び紅瑪瑙の腕玉が一聯宛附屬し、頭頂から一尺程

離れた上部に冠があり、樺の皮を以て作られ銀の前立が附着してゐる。此の寶冠は夫人の所用せるものかどうか不明であるが位置上此處に記して置く。

此の遺骸は體軀比較的小さく、装身具の色質形狀華麗にし女性的である。而して埋葬上主人公と同様に取扱はれ尙同列に葬られてゐる状態から考へて本遺骸を婦人と推定したのである。

婦人所用装身具

寶冠 (樺皮製銀前立附)	一	具
純金耳飾	一	對
純金空玉 (環 瑠璃附)	二	顆
寶玉頸飾 (勾玉、切子玉、空玉等を銀線で連結せり)	一	聯
純金鈔	二	口
銀鈔	二	口
腕玉 (紅瑪瑙小玉)	一	聯
同 (瑠璃及び瑠璃小玉並に鍍金密柑玉二)	一	聯
銀鈔帶 (三十三附)	一	條
銀短冊形腰佩 (大)	一	條
同 (小)	四	條
金銀装刀子	一	口

梁山夫婦塚と其遺物

第五節 甲乙丙三遺骸

石床と羨道との間隙を敷き列べた床上に南を枕として三人の遺骸が葬つてある。石床下に接近して置かれてゐるのを甲とし中央の其れを乙羨道に近く置かれて在るを丙として記述する。

甲は頭部から胸部と推想せられる邊に白灰色をなせる骨粉の少許を殘存し大腿骨は稍形態を留めてゐるも其他殆んど消滅して影も殘さず。裝身具と考へられるものも無く只刀子の殘缺を遺存してゐるのみである。

乙の遺骸は配置圖に記せるが如く稍々骨格を彷彿しむるものであるが、腐朽甚しく手を觸れがたく、遺品は金銅の耳環一對が頭部の兩側に、腰部の右側に刀子二本、左側に玻璃製の勾玉と翡翠玉の若干が遺存してゐる。翡翠玉と云ふのは黍の一種の實である。

丙は身長五尺三四寸、乙と同じく骨格の大略は想像し得るも腐蝕の甚しいものである。後頭部と左胸部のほとりに翡翠の勾玉二顆と、それを連ねたと考へられる瑠璃玉の一連がある首飾であらう。股間に刀子が二本一括となつて在り、膝の關節部に麻布と思はれる布目の痕跡を殘してゐる。

要するに甲の遺骸は湮滅甚しくて何等の遺品もなく、乙の遺骸は婦人の所用せる耳環と同

型なる金銅製の耳飾を垂れ、硝子製の勾玉を帯び、身長も稍小にして骨格の様子婦人と推想せられ丙の遺骸は身長も比較的大きく頸飾も主人公のものに類似す、男性の遺骸ではあるまいか。

此の三遺骸は石床上の兩遺骸よりも地位低く、身分の下位にある人の遺骸と云ふ事は確實であるが、其他は不明瞭である。

甲乙丙の三遺骸裝身具

- (甲) 刀子殘缺……………一口
- (乙) 金銅耳飾……………一對
- (乙) 首飾玉(硝子勾玉一顆、翡翠玉一聯)……………一聯
- (乙) 刀子……………二口
- (丙) 首飾玉(翡翠勾玉二顆、瑠璃小玉一聯)……………一聯
- (丙) 刀子(小刀子附屬のもの)……………二口

第六節 副葬品配置の狀態附副葬品目錄

乙遺骸の頸部の近くに燈臺の支柄かとも思はれる曲つた鐵器と脚附の盤がある。其の他の副葬品は皆石床と奥壁に狭まれた低い狭い處に置かれてある。其中央と北壁に接して二個の大きな土台が置かれ中央の土臺上には鐵釜及び土盤等が載せられ北側の方には長頸の土か置かれ尙其の上に馬具が載せられてゐる。鞍の木部は腐朽せるも金銅張りなる前橋と後橋は倒れて土臺の端に懸つてゐる。壁際には銜と馬鐸が置かれ鞍橋の下から上に杏葉雲珠等が散亂し腐蝕せる皮飾なども遺存してゐる。

土臺の横から石床上に折れ懸りて婦人の遺骸の一部と遺品とを覆へる木材がある。腐朽崩潰せるも厚さ七寸位を有する巨材である。遺存狀態から考ふれば始めから現位置に置かれてあつたものとも思はず。棺材とも考へられず遺骸を安置して在つた臺でもあるまい。遺物は此の腐朽せる木材の下に残存してゐる。兎に角疑問の木材である。

矢は初め土臺に立懸しものか鋒先を南にして鐵のみが稍々列をなして遺存し、其の横に断面(長徑九分、短徑六分)の丸味を持つた矩形空洞の漆塗の棒が殘存してゐる。弓か或は槍柄の木部腐朽して塗られし漆のみ殘れるものであらう。槍身は袋種で南壁の稍上部に附着してゐる立掛けしものが木部消滅して槍頭のみ錆び着けるものであらう。其他は土器で高塚、盤、土臺等が一面に

羅列せられてゐる。初め副葬のせつは稍整頓して置かれしならんも墜落の粘土に依り或は二回目埋葬に當り副葬品移動のせつ現況の如き狀態となつたのであらう。

副葬品目錄

裝身具

- 紗 帽? : : : : : 一 具
- 頸飾 玉? (銀、玉、三十二顆) : : : : : 一 聯
- 金銅心葉形鑲帶 (皮製) : : : : : 一 條
- 銀心葉形鑲帶 (布製) : : : : : 一 條

利器類

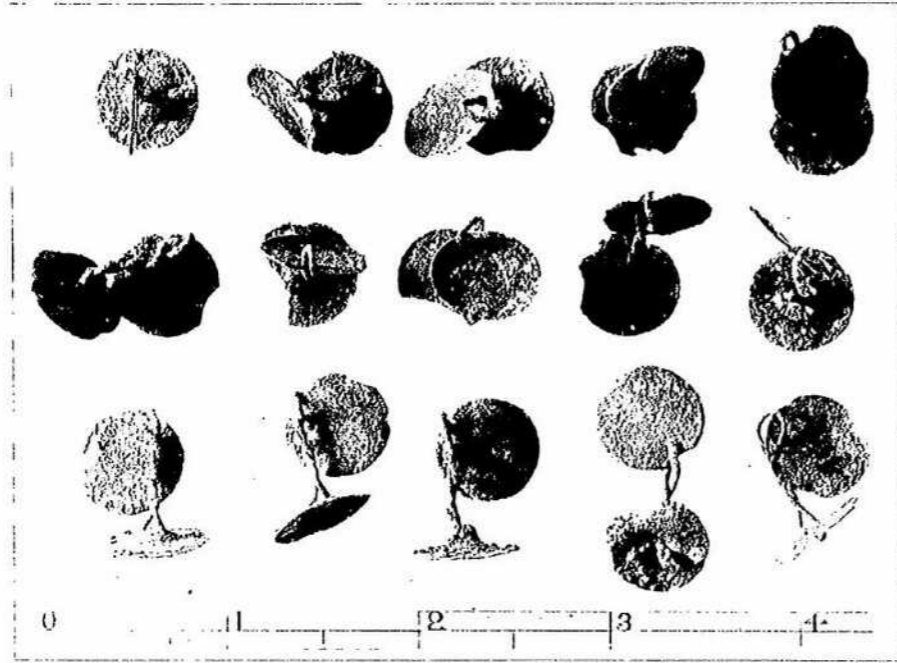
- 回頭太刀 : : : : : 一 振
- 槍 頭 (鐵袋穗) : : : : : 一 個
- 刀 子 : : : : : 十四 口
- 鋏 (鐵製) : : : : : 一 個
- 弓 殘 缺? (漆片) : : : : : 一 筋
- 矢 (鐵鑿頭形十一、深湯形四、鳴鏑三) : : : : : 十七 個

馬具類

梁山夫婦塚と其遺物

鞍(金銅製の前後橋)	一	具
轡(鐵)	一	組
轡(鐵輪轡)	一	對
馬鐙(青銅)	一	口
杏葉(金銅十二、鐵地金銅製三)	十五	枚
雲珠(金銅歩搖附)	五十	個
鐵鉸具	三	個
鞆殘缺(皮及麻布)	若	干
雜之部			
鐵釜(土器蓋附)	一	口
鐵器(燈柄?或旗頭金具?)	一	木
鐵片(用途不明)	一	片
銀鑲	五	口
銀金具殘片(覆輪及雲珠形)	五	片
漆破片	若	干
木材殘片	若	干
土器類			

埴臺(大)	二	個
埴臺(小)	二	個
埴(内蓋附五口)	七	口
脚附埴(蓋附)	四	口
盤(蓋及脚附内一口蓋欠)	三	口
高坏(内無蓋二口)	三十三	口
小形甕(蓋附)	一	口
脚附埴形土器(蓋附)	八	口
埴形土器(蓋附脚は高坏利用)	十	口



歩 搖 金剛製の歩搖で主人の遺骸を固りて九十五個程遺存してゐた。衣に縫ひ着けられた飾か



綾 主人の着装してゐた衣服の残状であらう胸部開閉の邊に遺存してゐたものである。斜格子紋を表せる綾緞で色は今暗き小豆色をなしてゐる。

第 六 圖

第三章 装身具

此の記録は遺物出土の状態と遺品各個の形状を紙上に表現するのが目的で、遺物個々の沿革變遷等の研究は眼目で無いので圖面及寫眞を主としてある。
 此處に装身具として記述するのは各遺骸のそれ〱が着装してゐた遺品である。然し類似の副葬品は便宜上併記し、佩用の太刀及び刀子は装身具ではあるが、此れは後節利器の部に載せる事とした。

一	寶冠	………	三	具	二	耳飾	………	三	對
三	頸飾	………	五	聯	四	釧及腕玉	………	三	對
五	指輪	………	十	口	六	鈔帶	………	四	條
七	腰佩	………	二	具	八	沓	………	一	足

第一節 寶冠

(一) 金銅寶冠一具 (圖版第八圖九圖) 配置圖に示せる通り主人の着装してゐた寶冠で金銅の薄板で製作せられ外冠飾と冠帽の二部からなり、外冠飾は植物の枝頭を圖案化した様な形態の板金飾が五枚、台輪を繞つて建並べられ、高さ一尺一寸、正面三枝は同型で垂直に立てる枝軸に

三本宛の分枝が左右均勢に出で後面二枝の分は枝軸も曲線に分枝の配列も異つてゐる。此れ等の飾板が臺輪の廻りに固着せられてゐる臺輪は幅一寸四分直徑六寸二分の輪帶で其の上下の縁には點線の鋸齒文を繞し、全面に亘つて圓形の步搖が懸垂せられ、五枚の板金飾にも其の輪廓に沿ふて點線と面して步搖が裝加せられてゐる。臺輪の兩耳に當る箇所一條宛の垂飾が取附けられ、太き飾環と小環路紐とを連ね、其の末端に三羽を有する瓢形とでも云ふ可き飾が連繫せられてゐる。恰も耳飾を引延した様なもので、之れは冠を着裝する緒の裝飾化せられたもので、日本で云ふ纒であらう。

此の外冠の内部に更に冠帽があり、立烏帽子を連想する様な形態で、主體は金銅の薄板を二枚合せ其の縁には覆輪を繞らし、尙其下部後半には二枚の板金を巻き、前半にも矩形の飾板が覆輪を中心として折り曲げられ、後半の板金の上に重ねられてゐる。此の後面板金の下縁には點線の鋸齒紋を、正面飾板にも其の輪廓に沿ふて二重に鋸齒文が施され、其の他の部分には一面に魚鱗文が裝加せられてゐる。

此冠帽の正面には更に角形飾とでも謂ふ可き前立飾が冠帽正面の飾板の裏に挿入せられてゐる。金銅板で作られ、其の輪廓に沿ふて點線文を刻し、尙全面に小圓板の步搖が裝加せられ、丁度兜の前立飾の如きものである。此の冠帽の内面には綾を貼付たものか、緑色の綾の小片と粉末が遺存してゐたのである。

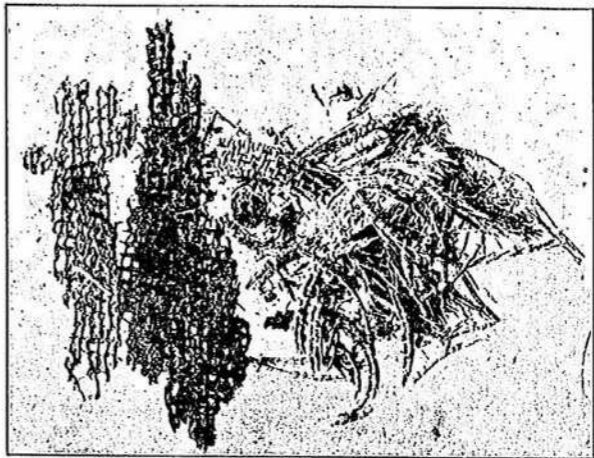
此の種の寶冠が今朝鮮總督府博物館に十具程現存してゐる。外冠飾のみで冠帽の附屬してな

い者もあるが、悉く類似の形態で、皆慶尙南北道の古墳から出土したのである。新羅人伽倻人の被着せるもので又嗜好せる寶冠であらう。肥後國江田の古墳から出土し、今東京帝室博物館に陳列せられてゐる寶冠と形狀色質に至る迄一致し、伴出せる遺物にも類似のものが多し。此の古墳は六世紀頃の所造と考證せられて居るもので、本墳の遺物との比較對照は面白い問題であるが、他日に譲る。大正十年秋慶州邑路西里の金冠塚から發見せられて著明となつた金冠は是れ又本墳のそれと符節を合せるが如く形態の一致するもので、彼れは純金製であり、此れは金銅製である。又彼の寶冠には步搖の中に翡翠の勾玉が裝加せられてゐるが、此れには勾玉が無い。かの冠帽は透彫文様となつてゐるが、此れは押形文様である。此兩者には質の優劣はあるが形態は全く一致してゐる。質の相違は身分の相違に起因するのであらう。金冠塚は偶然に發見せられたもので充分の現場調査を経ず、金冠の如きもバラバラに分解せられて警察署に保管せられてあつたものを博物館に取り寄せ、本寶冠に倣つて漸く組立てたものである。金冠塚は遺物に依つて六世紀の中頃の築造と推定せられてゐる。本墳と金冠塚とは寶冠が一致するのみではなく、其の他の遺物即ち裝身具、武器、土器等の品質、形狀、文様等の類似せるものが頗る夥しい。同一系統に屬する同時代の遺物たる事は明瞭である。

朝鮮の文廟の祭祀に使用する器具は周禮に依つて製作せられたものと謂はれ、頗る古調を帯びたものである。其の服飾の中に弁帽と云ふものがある。厚紙製のもので、其の廻りに木の枝の如きものを彩畫してある。本墳の冠帽と甚だ類似してゐる。原型は同一のものかも知れない。果

して然らば古新羅の寶冠は支那の古制を寫したものと考へられる。
新羅に衣冠の行はれた初期の状態は明瞭でないが三國史記に

新羅初衣服之制不可考也至第二十三世法興王始定六部服色尊卑之制猶是夷俗至眞德王在位二年金春秋入唐請襲唐儀玄宗皇帝詔可之兼賜衣帶遂還來施行以夷易華文武王在位四年又革婦人之服自此已後衣冠同於中國。
新羅統一以後の遺物は多く唐の影響を受けてゐる。史記の記載の如く衣冠も夷を華に替へたであらう。此の寶冠は唐の圓熟せる技術の餘影を受けて成れるものとは考へられない。稍々生硬なる意匠である。他の遺物と等しく古新羅時代の製作で六世紀頃のものであらう。



第七圖 紗帽殘缺?

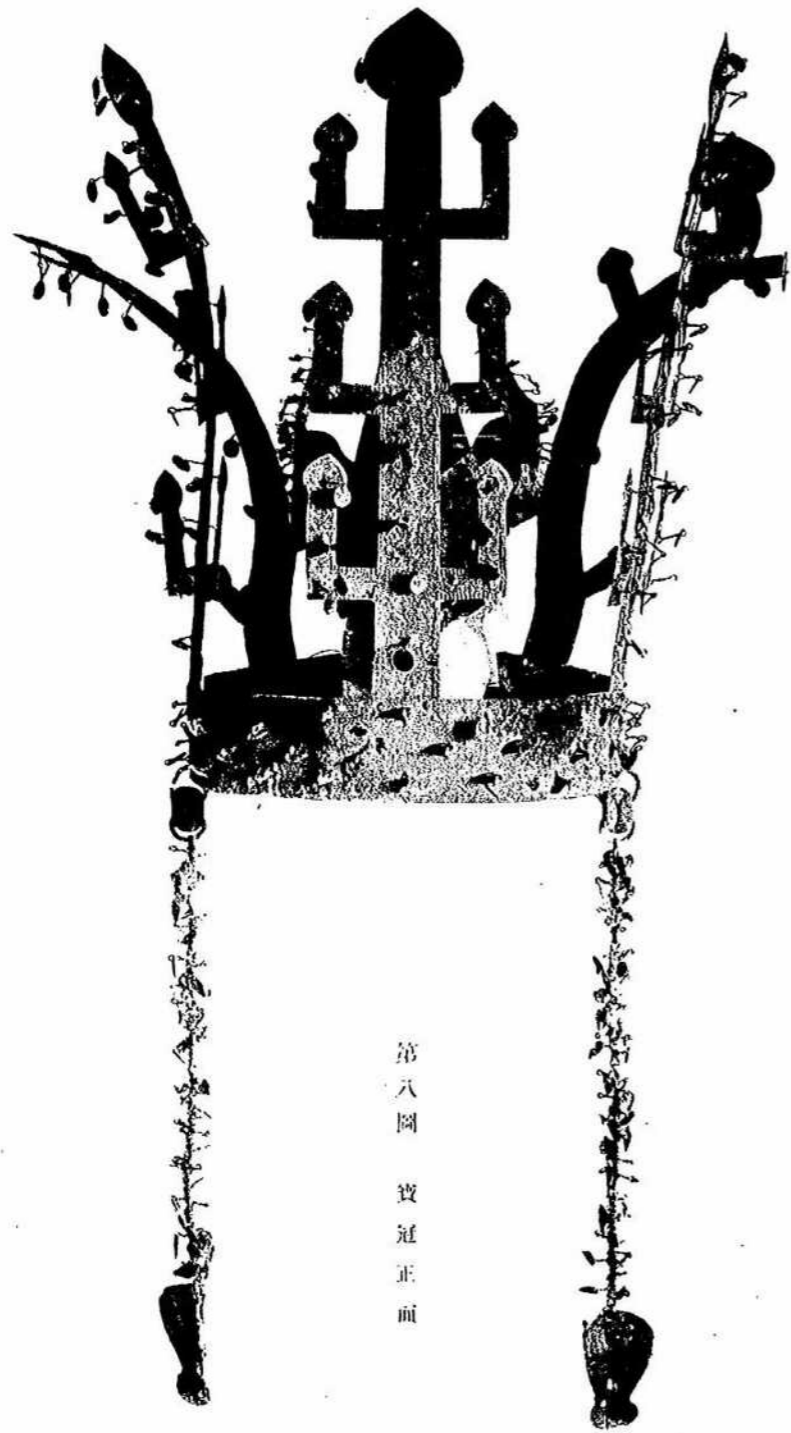
(二) 樺皮製寶冠一具 (附圖第十圖) 此の寶冠は曩

きたものでは無い。頭頂の上部一尺二寸程の處炭化せる木材の下に遺存してゐたので位置が婦人に最も接近してゐたと云ふ迄で、誰のものやら判明しない。此の寶冠は主人着用の寶冠

内部の冠帽と形態の等しいものであるが、彼れは金銅で作られ、此れは樺の皮で作られてゐる。此の寶冠の樺の皮は内面は縦に、外面は横に二枚重ねて貼り付けられ、其の表面には変形の斜行文が施され、周縁には針孔が残つてゐる。縁を縫付けられたものであらう。正面には銀製の矢の羽形をした前立飾が樺の皮で貼付せられた状態は、金銅製冠帽の角形飾を挿入した手法と一致してゐる。

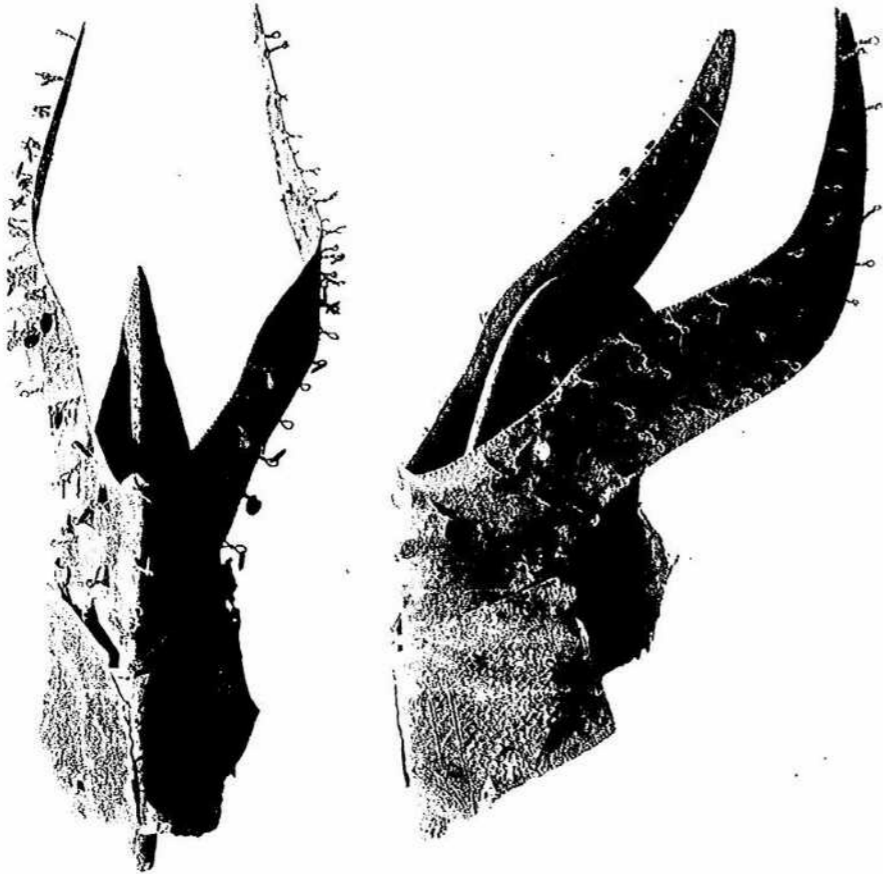
高勾麗古墳の壁書には此の冠帽と類似のものを多く書かれてゐる。高勾麗冠帽の飾は羽毛と傳へてゐるが、形式は本冠のそれと全く等しい様である。尙大谷光瑞氏將來の中央亞細亞の遺品に類似の冠帽を見る事が出来る (三附圖參照) 此れは西域、高勾麗、新羅との聯繫を物語るものではあるまいか。

(三) 紗帽殘缺? (第七圖) 樺製の冠の少し上の位置に麻の如きものを以て作られた網形の腐蝕炭化せるものがある。此れは紗帽の如きものの殘缺ではあるまいか。昔行はれ、現今も尙間々使用せられてゐる紗帽並に、宕巾を見るに、馬尾毛で作られた冠で (十附圖參照) の如き形状をなし、頗る古調を帯びてゐる。支那六朝の土偶にも此の紗帽らしきものを着裝してゐるのがある。新羅の昔にも紗帽の如きものが行はれてゐたのであるまいか。



第八圖 寶冠正面

圖 九 第



正 面

側 面

冠 帽 及 前 立

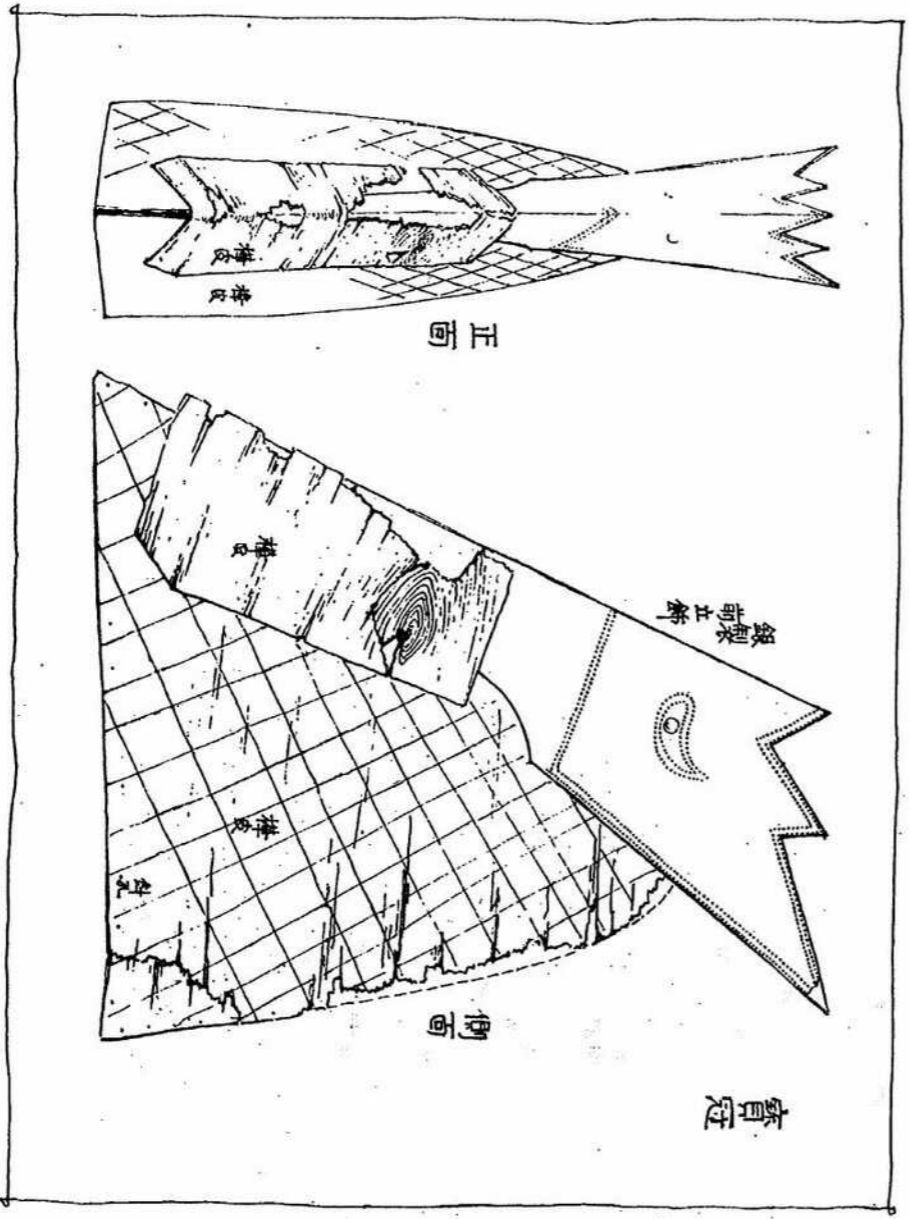
寶冠の内部に遺存してゐたもので……金銅の薄板で作られ魚鱗状及び波状紋が附せられ歩搖が装加せられてゐる。

前立飾は兜の狻形を連想せられ冠帽は立烏帽子に類似してゐる。



組

冠帽の内面に残存してゐた茶色組の殘片である。冠帽内面に貼附せられたものであらう。



齊冠

側面

正面

梅の皮で作られた冠帽で正面に銀製の前立飾が追加されている

第十圖 寶冠



壁畫に残れる寶冠

平安南道大同郡柴足面越馬探玄宝壁畫の一部

第十一圖



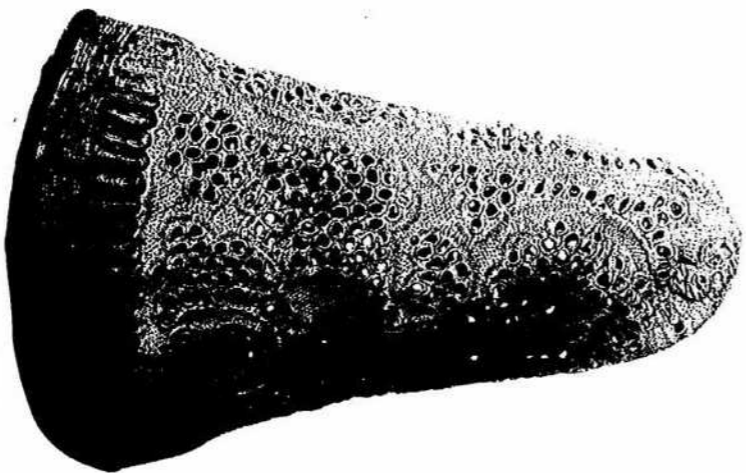
第十二圖

高句麗古墳壁畫冠帽

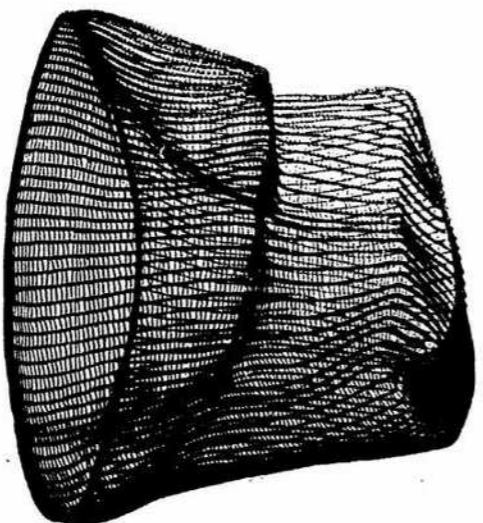
〔平安南道龍江郡港雲面發掘所〕



冠 帽 中央部細部新編者 三原田上



紗帽 冠部と高一部に使用せられたる紗帽



第十三圖

第二節 耳飾

(一) 金製心葉形垂飾附耳飾一對 (圖版第十一) 主人の耳朶に着装せられてゐたもので寶冠の下兩耳の位置に遺存してゐたものである。鑲と垂飾とからなり鑲は徑六分で稍々楕圓形をなし、鑲條の断面も又圓形で徑一分、耳朶に懸垂する爲めに少許の開きがある。この鑲に紅瑪瑙の管玉を連ね、兩端には金被せ飾が施され、末端には心葉形の板金飾が垂下せられ、尙其の兩側に圓形中凹みの歩搖も附加されてゐる。金色に紅玉を配した精巧で佳美な耳飾である。

(二) 金製鑲及心葉形垂飾附耳飾一對 (圖版第十) 此の耳飾は頸飾玉と共に婦人頭部の位置を表示してゐた遺品で、鑲は白玉形の太き中空鑲で、直徑一寸、鑲條の徑七分二厘、孔徑三分、一方に少許の開きがある。此の飾鑲に細鑲を連ね、細鑲に、垂飾が連繋してある。垂飾は細い金線で華籠型を作り、それを周りに拾枚と七枚の杏葉形の歩搖が二段に懸垂せられ、其の先端に心葉形の飾板が垂下せられてゐる。此の心葉形垂飾と小歩搖の周縁と、而して中軸には腕腹紋様と芥子粒細工が施されてゐる。此れが即ち金縷細工で西域方面の影響を受けて成れる裝飾と謂はれてゐるのである。

此の耳飾には一顆宛の純金の空玉が附屬して出土したのである。紐か何かで添加せられてゐたものであらう。

(三)金銅製飾環及心葉形垂飾附耳飾一對(圖版第十 圖一六) 乙遺骸の佩用せる耳飾で婦人の着用せる者と同形なるも、彼れは純金製で此れは金銅製である。爲めに腐蝕欠損してゐる下端に懸垂せる心葉形垂飾の兩面には小歩搖が附加せられ、些少異つた點もあるが主婦人所用の耳環に形狀の類似する同系統の耳飾である。

此の三對の耳飾の内二對は太き飾環附で女子佩用と推想せられ、一對は細環で男子の所用と推知せられた事は前述の通りである。女性用は太環で華美、男性用は細環で稍々清楚、之を逆に考ゆれば耳飾の形狀に依つて被葬者の性を辨别する資料ともなる。些くとも兩種の耳飾の内太き飾環附の者は女性の嗜好せる耳飾であつた事は確である。日本の古墳から出土する耳飾りの多くは素環で垂飾附のものもあるが、これは異例に過ぎない。支那は上古耳飾を胡風として好まず、漢代に至り耳環と稱し玻璃製鼓胸形のものを用ひし様なるも形態は異つてゐる。南鮮に於ては三韓の昔から環珠を好み、頸に懸け衣に綴り耳に垂れるとあるから、此の歩搖や珠玉を裝飾せられた華麗なる耳飾は南鮮特有の形態で、新羅人伽倻人の嗜好を表現せるものであらう。

此れ等の耳飾の製作を観るに芥子粒飾即ち金縷細工が應用せられてゐる。此の技術は起源を古代埃及に發し東漸して西域地方に入り支那に傳はりしは漢代ならんと謂はれてゐる。吾々は此の技術傳來の経路に就ての委曲は知らないが漢代の遺品に精巧無比なる金縷細工應用の帶鈸を樂浪の遺蹟地、平壤府外大同郡から發見してゐる。此の鈸具は伴出物漆器の銘によつ

て西暦一世紀頃の製作である事は明である。此の技術が南鮮に傳播し耳飾等に應用せられたのは何時頃からであらうか。此の系統に屬する遺物を出土する南鮮の古墳は、五六世紀頃の築造と推定せられてゐるものが多い。此の耳飾も其頃の製作であらう。

第三節 頸飾 玉

(一)頸飾玉一聯(翡翠勾玉一顆、瑠璃玉百十二顆)(圖版第十 圖一七) 配置圖に示せる如く主人の兩肩から胸の邊に連珠せる二條の瑠璃玉があり、胸落の邊で會合し其處には翡翠の勾玉が在る。初め此の勾玉を中心の飾玉とし、其の左右に瑠璃玉を連繫し頸に纏ふて居たものであらう。而して遺存の位置上之れが頸胸の飾玉である事は明瞭である。勾玉は大形で長さ二寸一分を有する丁字頭のもので、半透明綠色の硬玉製である。玉質は精良であり製作また整美稀に見る美玉である。瑠璃玉は直徑四分の丸玉で、紫紺色をせる富岐玉である。

(二)寶玉の頸飾玉一聯(同版第十 圖一八) 婦人の頸の位置から胸の邊に輪形となつてゐたもので、下端中央に勾玉を置き其の左右に各種の珠玉十一顆宛を均勢に配列し上部は銀製の兵庫鎖となつてゐる。即ち中央は紅瑪瑙の勾玉(長一寸三分、徑三分八厘)で、其の左右は水晶の切子玉(長三分五厘、徑七分)、次は紅瑪瑙の山梔玉(長五分、徑四分)、次は純金の太鼓形空玉(長四分、徑三分)、次は又紅瑪瑙の山梔玉(長四分五厘、徑三分五厘)、次は純金の太鼓形空玉(長三分五厘、徑三分)、次は紅瑪瑙の管玉(長四分、徑二分)、金の太鼓形空玉(長二分五厘、徑二分)、紅瑪瑙

管玉長五分五分紅瑪瑙の切子玉長三分五分空色瑠璃の切子玉長六分五分紅瑪瑙の切子玉長四分五分
徑二分五分と左右全く等しき配列をなし、各珠玉は銀線を以て連貫され銀線は四ヶ所藤手鐲の繼手を作り兵庫鎖に接続するところは小鑽を用ひてある。瑪瑙の鮮紅に水晶の透明を配し金色に空色瑠璃を交へた華麗なる頸飾である。玉緒は腐朽し残存せざるを常とする、然るに千數百年を経過せる頸飾玉が連結せられたまゝ、完全に遺存してゐたと云ふは珍らしい事で古考學上の一大收獲である。

(三)頸飾玉一聯 (玻璃勾玉一顆 惹茨玉若干)(挿圖)乙遺骸の頸に纏ふてゐた飾玉である。勾玉は玻璃製で長八分八厘淡綠色を帯びた半透明のもので少許風化してゐる。此の勾玉を中心飾として其の左右に惹茨玉が連結せられてゐる。惹茨玉は黍の一種の實で、今表皮のみ残存す。此の時代に於ても硝子製の勾玉は翡翠等の其れに比して賞玩せられなかつたものと見へ、惹茨玉等と連繫してあり、佩用者も貧弱なる地位の女性と考へられた。

(四)頸飾玉一聯 (翡翠勾玉二顆 瑠璃玉六十四顆)(挿圖)丙遺骸の着裝してゐたもので、一聯の勾玉は左胸部に他の一聯は後頭部にあつて其の間瑠璃玉の連數して遺存してゐたものである。勾玉は二顆共硬玉製で、左胸部のものは長一寸四分二厘、徑五分三厘稍佳良なる材質で綠色半透明のものであるが、後頭部のそれは長さ一寸二厘、徑三分七厘の小形の勾玉で、色は白綠交斑の不透明で普通翡翠の皮と謂はれ、瑠璃玉は徑四分の瑠璃色で、主人の所用と等しきものである。

(五)金及銀の空玉一聯(挿圖) 金の空玉は直徑三分の丸玉で、腹部に小杏葉形の步搖が四枚十文字形に繋がれてゐる。此の空玉は耳飾に附屬してゐた一對の空玉と全く等しきもので、總數三十二顆現存し、銀の空玉も同じく三分の丸玉で、金製の小杏葉形の步搖が三枚懸垂せられ三十顆程遺存してゐたのである。此の一聯の飾玉は配置圖にも記せる通り寶冠と馬鞍との中間に散在してゐたもので、佩裝してゐたものでは無い。然し恐らくは頸飾玉の類であらう。此の金銀の空玉一聯を頸飾玉とすれば、婦人所持の飾玉であつたが、主人を埋葬する時婦人の身替りに一時遺骸の横に副葬した。而して後婦人を埋葬するに當り現位置換られたものではあるまいか。現今でも朝鮮に於ては、夫婦のどちらかが死亡して埋葬する場合に、生存者の所特品を遺骸と共に埋葬する習慣がある。

本墳には四懸の頸飾玉と一聯の空玉とが遺存し、配置圖に其の位置を示せる如く、主人婦人乙丙の各遺骸がそれ／＼佩用してゐたものである。此れ等の頸飾玉は皆勾玉を中心飾となし、其の左右に珠玉が配列され、勾玉が主で其他の珠玉は從の位置にある。而して男子も女子も此の頸飾玉を佩用し、女性のそれは華美であり男性のそれは稍々單純である事を知るを得た。勾玉は狩獵の獲物たる獸の爪牙に其の起源を發してゐる事は、今更云ふ必要も無いが、初めは其の爪牙の多くを所持するものを勇者とし、名譽の士となして敬意を表されてゐたものであらう。其の爪牙も珠玉と變遷し裝飾品となり、男も女も飾玉として佩用する様になつても、尙源型爪牙の形態を留めてゐる。主人の佩用してゐた丁字頭の勾玉の刻線の如きは、齒根の状態を殘留

せるものであると考へてゐる。朝鮮の或地方では今も尙虎の爪に加工して腰に提げ、魔除けの護符としてゐるのを見る事がある。原始時代のそれとは意味は異つてゐるかも知れぬが勾玉考察の一資料である。勾玉を成せる材質に翡翠と瑪瑙と而して琉璃とがある。翡翠は硬玉で普通瑣珣と謂つてゐるもので、其の産出は日本及び朝鮮には無く西域から輸入されたものであうふと曰はれてゐる。翡翠はビルマに出で雲南廣東を經又は西域を經て支那に輸入されたものと云ふ説もある。

數年前まで勾玉は大和民族特有の玉と考へられてゐたが、朝鮮の古蹟調査事業が進捗するにつれ新羅任那の民族も勾玉の佩用者である事が明瞭になつた。此の勾玉の發生地は日本で朝鮮には大和民族から傳へたものであると云ふ説も起つてゐるが、未だ資料不充分で遽に贊同はできない。勾玉の發生地、變遷分布状態等、古考學上趣味ある多くの問題も未解決のまゝに残され、勾玉の年代觀の如きも伴出物によつて推測する位のものである。此れ等の諸問題の解決は將來の研究に待たねばならぬ。只吾々の觀る所に依れば、朝鮮の勾玉は穿孔の技工に於て日本のそれに勝り、形態も多少異つてゐる様にも思はれる。

琉璃及び玻璃の起源變遷は東亞の文化史上注目されてゐる一項目で、之に就て考察を試みた學者も鮮くないが、今尙研究の途中にある難問題でなか／＼解決には至らない。此處では朝鮮に於ける琉璃の遺品を回顧して、本墳出土の琉璃玉觀に移らう。漢の遺蹟のある平壤の大同郡の古墳からは、琉璃で造られた鼓胴形の耳環を數對出土し、大正五年の秋關野博士一行の調査

せられた大同江面の第九號墳からは前漢の末年居攝三年の銘記ある漆器と共に群青色をせる羊形の琉璃玉を發見してゐる。新羅任那の故地慶尙南北道の古墳からは夥多の琉璃製の勾玉及び小玉を提供し、大正九年濱田博士の調査せられた金海の貝塚からは琉璃製の棗玉を發見し、伴出物貨泉に因つて西暦一世紀前後のものとの推測を下されてゐる。大正十年の秋偶然に發掘せられた金冠塚からは數千顆の琉璃玉と玻璃杯を出土し、金鞋塚からは玻璃盃が出土してゐる。新羅善徳女王の創立せられし芬皇寺塔婆からは修理の際琉璃玉製の勾玉が顯れ開城に於ける高麗の古墳からは玻璃器及琉璃玉の多くが發見せられてゐる。これが李王家と總督府博物館に珍藏されてゐる琉璃玻璃製品の概要である。これに依りて見れば、韓半島には西暦一世紀頃から琉璃の遺品を認める事ができる。然し此の平壤方面に於けるものは漢人の佩用品であり漢人の文化である。朝鮮のそれは新羅人任那人の所用品であるから、韓民族の文化として觀察せねばならぬ。金海貝塚の棗玉は今の處、南鮮から出土した最古の琉璃製の遺品であるが、之は輸入品と見なされてゐる。上古の低劣なる文化しか持つて居ない民族が硝子器の製法を知つて居るとも思へ無いからである。金冠塚の玻璃杯、金鈴塚の盃等も輸入品で、しかも此は支那の製品でも無く、遠く西域からの傳來品である。と謂はれてゐる。支那に於ける玻璃の沿革は兎に角として、勾玉は今の處、大和民族及び南鮮民族特有の裝飾品と考へられてゐる。此れ等の勾玉は南鮮に於て製作せられたものであらう。果して然らば、此れ等の頸飾玉の所造年代は琉璃の製法が南鮮に傳へられた後のもので、今吾々は此頸飾玉を六世紀の頃新羅人

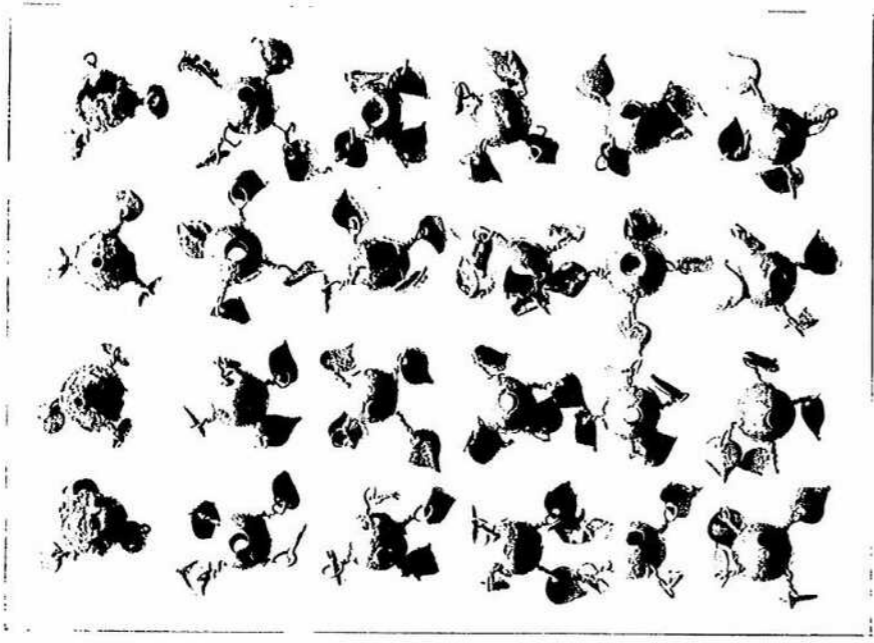
の製作に係るものと、新羅の文化上より推測を下してゐるのである。

第四節 釧及び指環

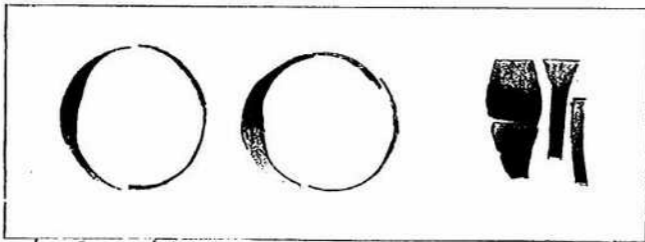
(一) 金釧及銀釧二對(同版第) 釧は婦人のみ嵌装してゐたもので、金釧二口は右腕に銀釧二口は左腕に、而して腕玉は左右兩腕の釧の下に一連宛遺存してゐたのである。金釧は直徑二寸六分五厘の完圓で、其の鑲條は扁平なる矩形(幅二分二厘)で、稍々丸味を帯び、表面には小豆大の楕圓球が珠數形に加飾せられてゐる。銀釧は直徑二寸五分の完圓で、其の鑲條は直徑二分五厘の正圓で、表面には蠅腹形の刻目が鑲を繞つて附せられてゐる。此の蠅腹形は赤貝で作られた腕輪の線條を模倣したものであると謂はれてゐる。其の可否は知らぬが、石釧に蠅腹様の刻目が附せられ、其れが貝輪に似てゐるのは事實である。若しかゝる類想を容すならば、金釧の連珠飾は其の意匠を小玉で作られた腕玉に發してゐるとも云ひ得る。樂浪に於ける漢人の嵌装せる釧は素鑲の單調なるものであるが、新羅任那のそれは多く裝飾が加へられてゐる。趣味の相違に依るか或は系統の異なる爲か、高句麗、百濟には遺物は無いが、高句麗人士は釧を使用してゐたのであらう。三國史記溫達傳に「公主以寶釧數十枚繫肘後出宮獨行。中略乃賣金釧買得田宅奴婢牛馬器物」云々とある。

(二) 瑪瑙及瑠璃の腕玉二對(同版第) 一口は瑪瑙小玉五十五顆(徑二分五厘内外)から成り婦人

第十四圖



頸飾玉? 純金及銀製步搖附の珠玉



指環
主人の所用せし銀製の指環



勾玉及葱茷玉
丙の着装せる頸飾玉の一部で、瑠璃の勾玉一顆と葱茷玉三十餘顆の内

の右腕に繩裝せられたもので、他の一口は同じく瑪瑙小玉二十三顆と瑠璃小玉(徑二分内外)二十三顆と而して二顆の密柑玉(徑三分五厘)から成り、左腕に篋裝されてゐたものである。瑪瑙は淡朱色をせる直徑一分八厘の小玉で瑠璃玉は紫紺色をせる二分の小玉で、密柑玉は銀臺に金鍍金をなせる直徑三分の空玉である。

(三) 銀指環 十口(十四圖) 主人の篋裝せるもので左指に五口、右指に五口遺存してゐた。銀製なる爲に腐蝕甚しく完形を保てるもの二口、其の他は破損せるも皆同型のものである。完形のものには直徑七分四厘厚二厘、指の背に當る所は稜角をなして稍々擴く、内面に至るに従つて次第に幅を狹められてゐる。指環は備忘の爲めに指に物を結び付けしに起因し、後裝飾品と化せるものであると謂はれてゐる。日本には遺物無く、朝鮮には樂浪の昔漢人等の篋裝してゐた遺物もある。素綴のもの多く間々幅廣のものもある。然し本墳のそれとは稍々形態は異つてゐる。高句麗百濟には遺品なく、新羅任那の故地からは類似せる多くの指環を提供してゐる。

第五節 鈔帶及腰佩具

(一) 銀透彫鈔帶 一條(十六圖) 此の鈔帶は主人の腹部に環狀をなして遺存してゐたもので、鈔板三十六、鉸具一、帶端金具一を布帶に銀紙を以て附着したもので、布帶は幅九分厚一分長不明、太荒目の麻布を心となし、其の兩面に細目の麻布を張り、表面に綾を貼裝し、其の上に銀製の鈔

板を密接して三十六枚並列し、兩端には鉸具と而して帶端金具を固着したものである。銜は厚さ一厘強、方形のものと、心葉形の垂飾とから成り、方板横八分五厘には忍冬文様の透彫を施し、下端舌を出し、之れを裏面に曲げて垂飾を懸くる蝶番となし、心葉形の垂飾横一寸七分五厘にも其の輪廓に沿ふて透彫が施されてある。鉸具は現今行はれてゐるものと大差無く、布帯に接續する處は無飾の銜を二枚折りとして帶端を挟む。帶端金具は長三寸幅八分、中程は少し細められ、帯に續く處は山形に造られ、此處に帶端を挟み銜止めとしてある。

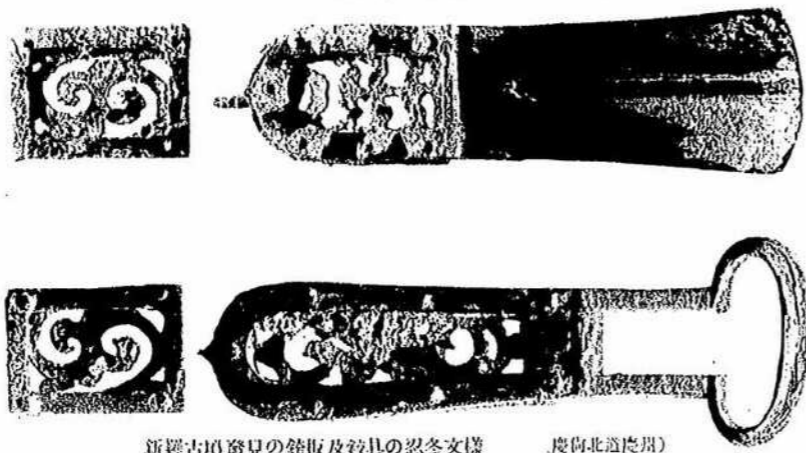
要するに今行はれてゐる皮帯の全面に銀装を施したと思へば大差はないのである。

(二) 銀透彫銜帶一條(同版節) 婦人の纏装してゐた銜帶で、品質形狀文様等主人のそれと殆んど一致するが銜板は些なく三十三枚となり、忍冬文様の透彫は稍華密で、鉸具及び帶端金具も織麗に作られ、布帯の表面は紅色の綾となし、銜板の透孔から紅色の散見する等華麗なる配色である。全體の製作華美で、耳飾や頸飾玉と共に婦人の裝身具と云ふ感深からしむる遺品である。

(三) 金銅心葉形銀帶一條(同版節) 皮革で作られた銀帶であるが、皮は腐朽し、附屬金具のみが馬具武器等の副葬品と共に混在してゐたので、此れが服飾品であるか又は馬具の附屬品であるか判明しない。銀帶である事は瞭であるから便宜上此所に記載する事にした。

皮帯は幅一寸厚一分餘長不明、其の表面兩縁と中央に三條の絹の組紐飾が装加せられ、其上に心葉形の銜が銜止めとなつてゐる。銜横一寸一分は金銅板で心葉形(杏葉形)に作り、周りに一分弱

第十五圖 忍冬文様



新羅古墳寶鏡の銜板及鉸具の忍冬文様 (慶尚北道慶州)



高句麗古墳の壁畫の忍冬文様 (平安南道江西郡)

の面を取り下端に舌を出して圓環が垂下されてゐる。環は直径六分二厘、環條の断面は一分の完圓で、此の環には腐蝕した布紐が結び附けられたまゝ残つてゐる。或は馬帶の胸繫ぎで杏葉でも懸垂せられてゐたのでは無いかとも思へるが明瞭でない。此の心葉形の鍔が五個と而て同質の鉸具が一組遺存してゐる。此れが多分一條の鍔帶をなすものであらう。

(四) 銀心葉形環帶一條(圖版第十八圖) 前掲の心葉形環帶の鍔と同形同寸であり、遺存の位置も亦等しいのであるが、彼は金銅製なるに此は銀製である。此の圓環附心葉形の鍔が四個、同質鉸具一組、帶端金具一枚とが残存し、鉸具の裏面には今尙麻布の殘餘が附着してゐる。此れ等の銀金具が布製の帶に貼装せられてゐたものであらう。

環帶は腰に物を佩用する爲めに考案せられたもので、鍔帶の中で古式と謂はれてゐる。木填の心葉形鍔帶の環には綾布を結んで何物か懸垂した形迹を留め、實用的のものたるを明示してゐる(圖版第十)。然るに透彫のある鍔帶の環は薄板の杏葉形垂飾となり、最早物を佩用するには適しない單なる裝飾と變化してゐるのである。

支那に於ける鍔帶は環が些く諸侯の九環天子のそれでも十三環に過ぎないと云ふに、新羅のそれは三十或は四十の鍔板を見る事は珍らしくない。此の繁褥にして華麗なる鍔帶は新羅人任那人の趣味で又特色であらう。

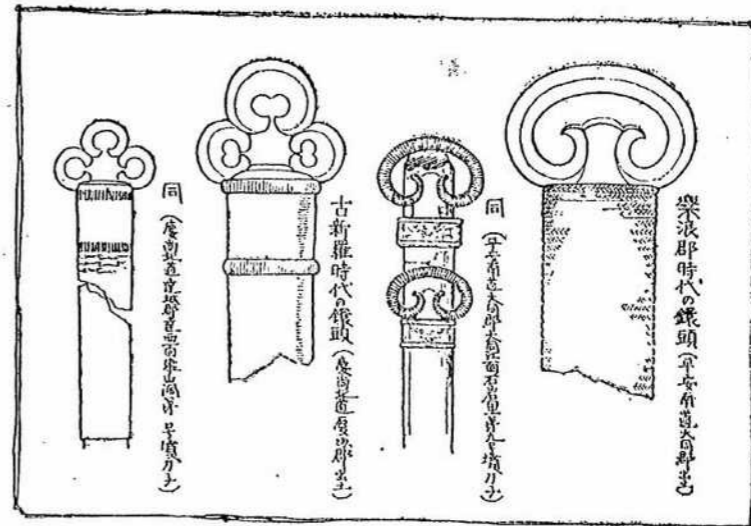
前漢の中葉から西晋に至る期間に築造せられた樂浪帶方の古墳の遺物は或は鉸具の附屬した帶を使用してあり、鍔板を着装した帶は發見せられ無いのである。漢民族に鍔帶の流布した

第四章 副葬品

第一節 利器

利器には佩用してゐたものと副葬されてゐたものがある。配置圖(第五圖版)に示せる如く太刀刀子は主人婦人共の他がそれ／＼佩用してゐたもので、副葬品には弓矢槍刀子等が奥室に置かれその内には裁縫用に供せられたと思はれる缺もある。又釘が四本四壁上部に挿入せられてゐる。此れは何の爲めにされたか明瞭で無いが、四方の壁上に同じ高さに壺本宛挿入せられてゐる状態から見れば、天蓋でも張つた釘ではあるまいか、高勾麗の古墳(平安南道江西郡遇賢里所在)には天蓋を吊つた釘孔が残つてあり、今行はれる朝鮮の喪禮に際し輿上には必ず布製の天蓋を張つてある新羅の昔でも遺骸上には天蓋を吊つたものではあるまいか。

(一) 鑢頭太刀(一振)(同版第) 主人の遺骸の左側に置かれてゐた太刀である。腐蝕破損はしてゐるが拵等も稍残つてゐる。直刀の平作りで、双渡りは一寸背も鑢の無い平背で厚三分、現在の長さ二尺七寸餘、柄頭には銀の兜金を冠し其の上に楕圓形の鐵心銀被せの鑢が三口裝加せられ縁には銀帯が巻かれ柄には鮫皮を貼附した痕迹を留め鞘は木製の上に黒漆を施された様なるも今明瞭でない。鞘口には銀金具を嵌裝し、佩き表には火箸型の筭が二本裝加せられてゐたが今剝落破損してゐる。



第十 六 圖 銀 頭 の 四

銀頭の太刀を日本では狗剣と謂つてゐる。狗は高句麗の事であるから高句麗から輸入した剣と云ふ意味であらう。日本でかく稱へてゐる状態から推想すれば、新羅も又高句麗から傳へた太刀であらう。然らば銀頭の太刀は高句麗固有の太刀であらうか是れ又疑問である。恐らく自國の様式で無く漢式を輸入したのであらう。樂浪の遺物に銀頭の太刀があり、銀頭の刀子がある。高句麗百濟は滅亡と共に遺品も消滅して明でないが、幸に新羅任那には遺品が残存してゐる。其れ等の銀頭を見るに、銀中に龍或は鳳を表したものと、若葉様の中心飾を入れたものと、而して銀の輪廓が三銀から成つてゐる三種類がある。龍鳳及び若葉様のものは暫く措き、最後のものに就いて見るに、楕圓銀は内面に繼手あり其の兩端は稍細く作られ、樂浪の銀頭と一致

し、漢瓦によく使用せられてゐる。此の銀頭の太刀は漢の餘影を受けてゐるのであらう。

(二) 圓頭太刀一振（圖版第 三十二圖） 主人の遺骸の右側に置かれた銀装の太刀で、全長約二尺四寸、刀身には反り無く背にも鐮のない平作りで、關の近くで幅一寸一分、厚三分を有してゐる直刀である。葉鋒の状態は拵のまゝ、腐蝕してゐるので明瞭でない。柄頭の銀金具は圓頭形に作られ、先端は稍大きく中央に小孔がある。緒を通す爲めであらう。縁及び鞘口、鞘尻にも銀装を施し、縁及鞘口金具は重なり、鞘尻金具には胴輪が嵌められてゐる。

(三) 銀装刀子一振（圖版第 三十三圖） 婦人の腰間に佩用せられてゐた刀子で、主體を成す刀の兩側に尙一本宛の小刀子が添加せられ、背にも筭が挿入せられてゐる。子持の刀子である。全長約七寸、柄鞘共に木心の上に黒色漆を施し、柄頭縁端には銀金具を裝し、此れ等の金具の端には刻目ある渡金の線帯を添へ、柄の握りの部には銀線を斜に巻き附けられてゐる。添加の小刀子の柄も又等しい造である。柄の中央部には懸垂用の銀帯を篋め、其の一端には緒を通す小孔も穿たれてゐる。背に挿加せられてゐる。筭は錐様のもので、柄には銀線が螺旋形に巻きつけられてゐる。

(四) 刀子五口（圖版第 三十四圖） 此れ等の刀子は甲が一口、乙が二口、丙が二口、腰間に佩用してゐたもので、長四寸八分位より三寸五分に至る。木柄木鞘に納められてゐた様であるが、腐朽破損して痕跡を留めてゐるのみである。丙の所持せる刀子は子持刀子で、柄は角製の如きもこれ又腐蝕して形態が明瞭でない。護身用か日常の利器か知らぬが、新羅人士は男女共腰間に刀子を佩用し

てゐた様である。

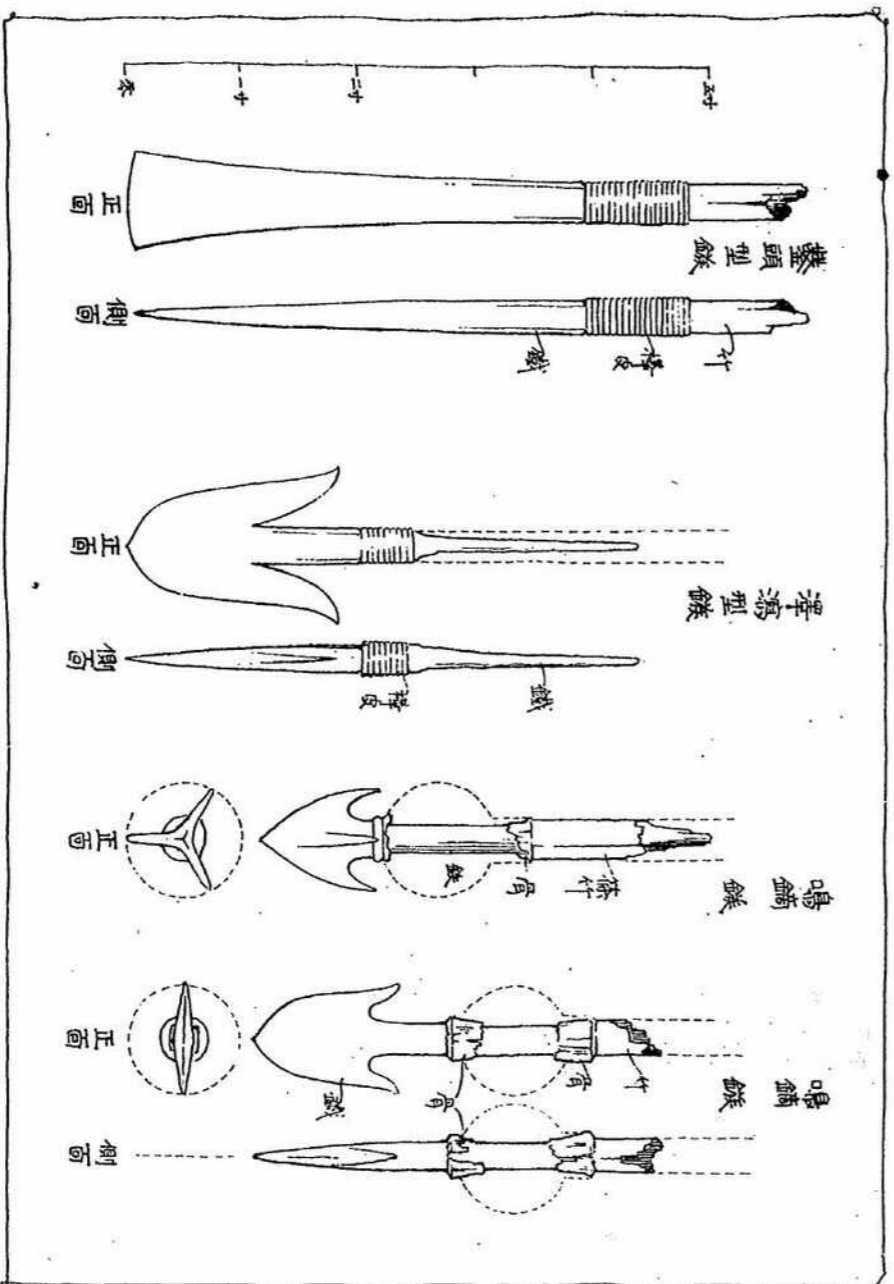
(五) 刀子十四口(圖版三十四圖) 石床上及び奥室の武器馬具等と共に副葬されて居た刀子で、大さ拵等似用品のそれと等しいものである。

(六) 鉄一挺(圖版三十三圖) 鐵製の握り鉄で、長さ四寸七分握りの部は圓く曲げて鐵の弾力を利用し、先端は刃を兩方より向ひ合せにせるもので、現行はれてゐる握り鉄に類似するものである。

(七) 槍頭一個(圖版三十三圖) 鐵製の圓錐型で、鋒先は三菱形をなす普通の袋穂と稱するもので、穂の長四寸九分、袋部徑九分、土器の置かれてある床上二尺餘の南壁に穂先を上に向けて積石に固着してゐる、初め副葬のせつは立掛けて在つたものが、柄部腐朽消滅して槍頭のみ錆着けるものであらう。

(八) 弓殘缺? 一片(圖版三十三圖) 馬鞍の遺存してゐる埴臺の横鐵等の群と共に置かれてある棒狀の漆の殘片で、長一尺二寸餘、楕圓形、短徑六分、空洞の黒色漆である、之れが弓身の殘缺であるかどうかは疑問であるが、遺存の位置と大きさが弓身に近似してゐると云ふ迄である。

(九) 矢十七本(圖版三十五圖) 完形のものでは無く、筥(柄)の一部分と根太巻きと鐵鏃とが遺存してゐる。筥は篠竹で徑三分、表面は漆で拭ひ、根太巻きは樺の皮の幅五厘位のものを巻く、鏃は十七個の内、鑿頭型十一、澤潟型四、鳴鏑二である。鑿頭型は三味線の撥に似て先端ひらき、刃部の幅九分、關迄の長さ三寸九分、靈の長さ二寸の大型のものである。澤潟型は腸扶型とも云はれ、逆刺のあ



第十七圖 鏃 實測圖

る澤潟の葉に類するもので、幅一寸四分、開迄の長さ二寸四分、詳細は圖面を参照せられたる鳴鏑は澤潟型に類して稍短く、一個は三葉の逆刺を持つて稍異つてゐる。此の鏑の上には骨製の球状をなせる鳴部が附着せられ、其表面には小孔を穿つてあつたのであるが、腐蝕甚しく崩壊したので、挿圖は現場でスケッチしたのと遺物に就て復原を試みたのである。

日本書紀に天孫降臨の際天忍日命が天羽々矢に八目鳴鏑を副持つた事を記し、古事記にも鳴鏑と云ふ事があるから、日本でも古くから使用してゐたのであらう。朝鮮には古い文献もなく、又遺物も此の外に無いので未詳であるが、相當古くから使用せられてゐたものであらう。この鳴鏑は北方胡民族の武器で、朝鮮日本には北方から輸入したものであるといふ説もあるが、資料も充分ならざる今日、此れが決定は保留して置かねばならぬ。

本墳の遺物には劍の如き、兩刃の武器はなく、楯も圓錐形の袋穂で、至極單調のものである。然るに樂浪帶方の遺物を見るに、劍あり、太刀あり、刀子あり、戈あり、戟あり、鉞あり、弩機等もあつて多種多様で、甚だ精巧である。此の差異は漢民族と新羅民族との文化の差異を表現してゐるのであらう。

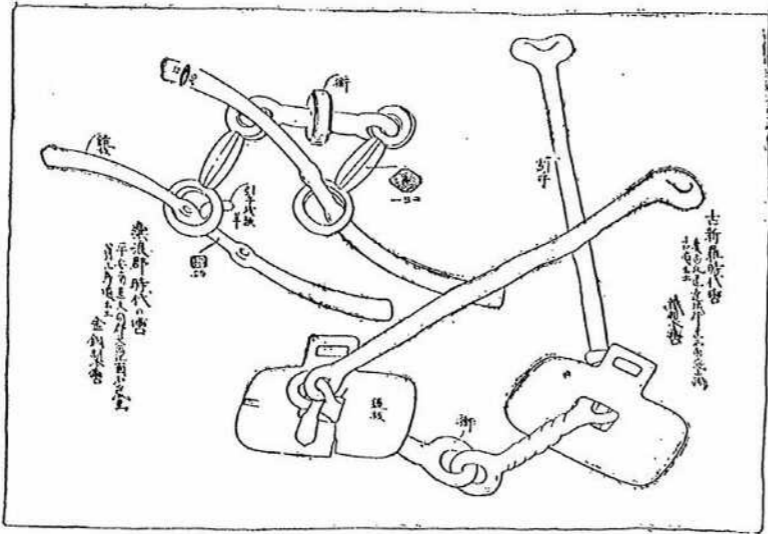
第二節 馬 具

馬具は主人を安置する時其の横に副葬されてゐたが、婦人を合葬する際東北隅の壺の上に

移されたものである事は前記の通りである。初め馬具の二揃が具備して埋藏されてゐたであらうが、永い星霜を経過する内に腐朽欠損して今完形を見る事はできない。古墳から出土する遺物としては又止むを得ない状態であらう。然し馬具の主要部なる前輪後輪あり馬鐸、杏葉、雲珠、鍔具等も遺存し、腐蝕はしてゐるが下鞍ならん荒目の麻布鞞皮等も残存してゐる。以下順を追ふて此れ等の遺品に就ての記述をなし、末尾に馬鞍の形態を推想してみよう。

(一) 金銅製鞍二枚 (圖版第二十七、二十八、二十九、三十) 半月形の稍角張れる寫眞の如き鞍橋が二枚遺存し、一方は少許大きい。小型の方が前橋で大型が後橋であらう。共に木心で表面に魚鱗文のある金銅板が張られ、裏面には皮が貼附され、縁には金銅大面取りの覆輪が笹装されてゐる。居木の木口を包める金銅板にも小さい魚鱗文を境目には腕腹文と小飾鋸の連珠帯と紺紐飾が装加されてゐる。後橋には鞍と云ふ儂頭形座金附の美錠が二個宛左右に附加されてゐる。居木の部分は腐朽して明瞭でない。

(二) 鐵製轡一具 (圖版第三十) 轡は兩端を鑲状となせる二個の鐵條を連繫してある。此れが口中に依まる所で其の兩端には鏡と稱する面繋ぎに接續する素鑲と手綱を結ぶ引手金具とが連繫してある。朝鮮の古墳から出土する轡の鏡板には杏葉型のものとも字型の兩種がある。樂浪帶方の遺物は此の字型のもので新羅任那のそれは皆此の杏葉形に屬するものである。而して本墳のそれは杏葉形系統に屬する素鑲で、何等の裝飾も附加せられず、實用的のもので、現今行はれる轡と差違は認められないのである。



第十八圖 轡

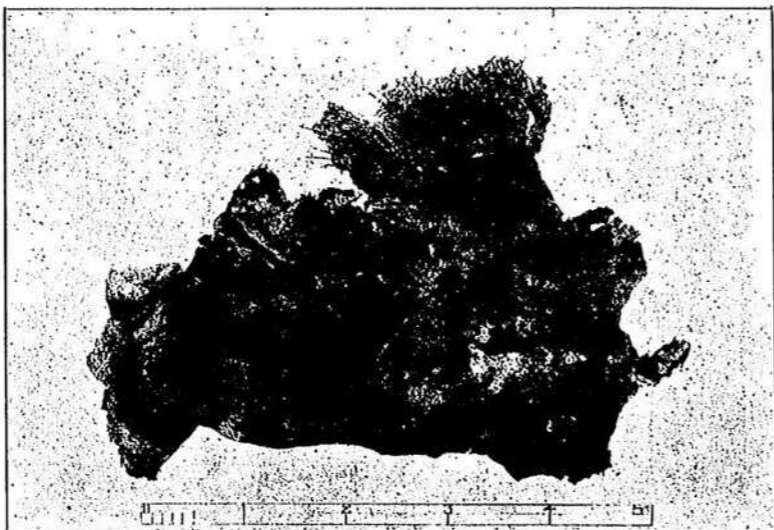
(三) 輪鏡一對 (圖版第三十) 鐵で造られた輪鏡で、圓扇を倒にした様な形をしてゐる。徑五寸二分内外線條の断面は丸味のある方形で約四分、底面は二筋となつて踏面を廣くしてある。柄部の上端には矩形三分の孔を穿ち、之れに革紐を通して鞍下に繋いだものであらう。新羅伽椰の故地からは多くの輪鏡が出土してゐる。普通鐵製であるが、間々木心金銅張りの者もあり、王族のそれと推想せられるものには金銅透彫の下に玉蟲の羽を伏せた華麗なる輪鏡も發見せられてゐる。日本でも上古は此の輪鏡を使用してゐたが、いつか壺鏡の流行となり、後には全部この壺鏡の系統となつたと謂はれてゐる。然るに朝鮮では昔も今も此の輪鏡が行はれてゐる様である。

(四) 馬鐸一口 (圖版第三十) 朝鮮の樂器に扁鐘と云ふものがある。支那周代のそれを模倣したと謂

はれてゐるが共に近似して稍小型である。青銅の鑄造で高さ四寸横断面は楕圓形長徑三寸二分五厘短徑二寸四分口端は弧形を成し上端優頭形或は笠形支那では舞は稍眼らみ中央に懸吊用の鑲状装置がある兩表面に方櫛を作り其内に斜格子紋様を鑄出してある。南鮮からは類似の馬鐸を出土し北鮮樂浪の遺跡からも稍小型ではあるが殆んど同型の馬鐸を出土してゐる。断面が扁圓で口端が弧形に成された形態は漢の影響を受けたもので漢は又周の遺制を傳へたものではあるまいか。

(五) 杏葉十五枚(圖版第三十二圖) 杏葉は胸繫ぎ及び尻繫ぎに添加する飾金具で杏葉に似てゐるのでかく命名してあるのであらうが、本墳のそれは杏葉には似てゐない。楕圓形の下部に魚尾を附加した様な形態である。金銅の薄板で作られたものが十二枚鐵地金銅張りものが三板遺存してゐる。金銅製のものは高三寸五分五厘其輪廓に沿ふて粟粒形の連珠文が繞らされ楕圓形の上端には懸吊用の矩形の孔が穿たれてゐる。鐵製のものは高三寸七分五厘、上端の孔には革紐の腐蝕したのが通されたまゝ残存してゐる。

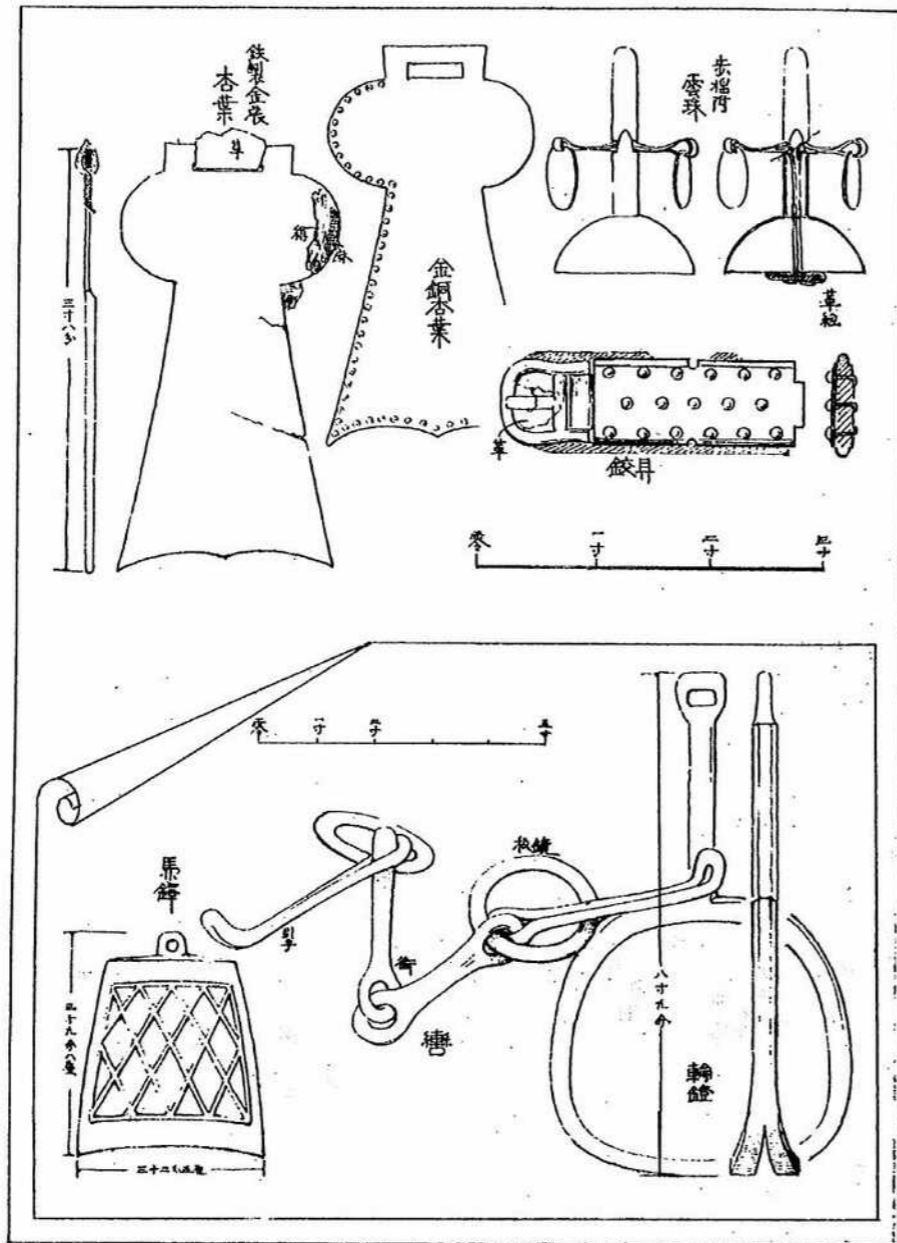
(六) 雲珠五十個(圖版第三十三圖) 半球形の座金の上に丸棒を建て三枝を出し、先端に丸形の步搖を懸けてゐる。座金は徑一寸二分高五分、丸棒は高さ一寸五分、徑二分二厘共に中空の金銅製である。此の半球形は巾五分の革紐に取附けてある、其の間隔は三寸内外の様なるも革紐腐蝕して明瞭でない、此の雲珠が五十個馬鞍の上に散在してゐたのである。此は馬具飾革紐であると思ふが委細は判明しない。



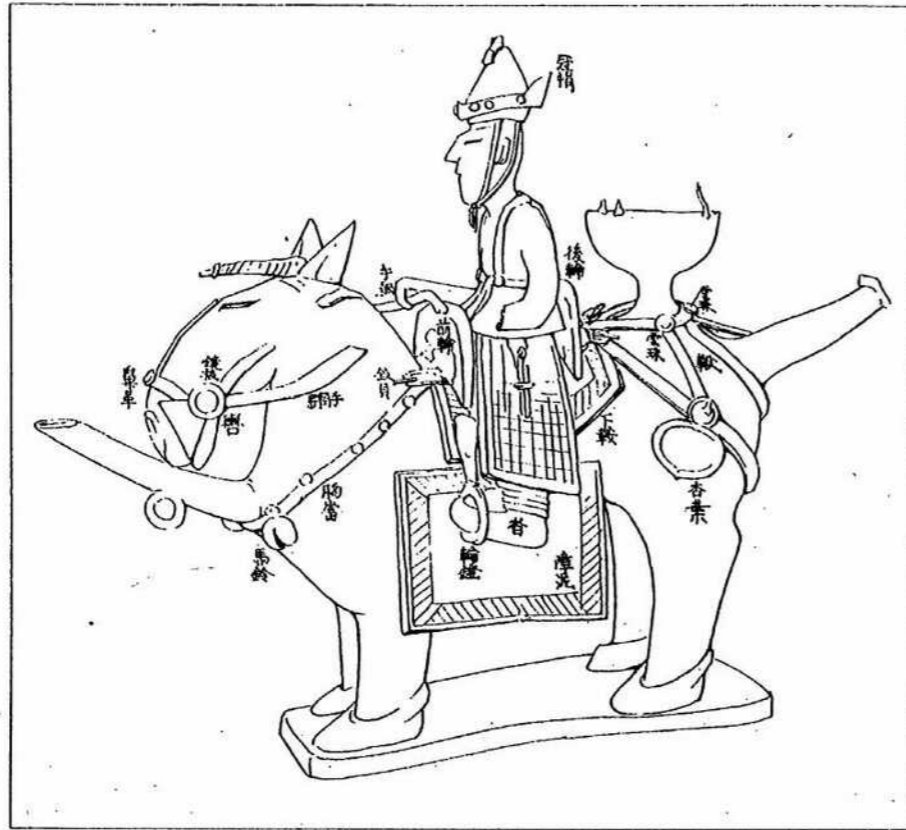
第十九圖 革及び麻布
鞆にでも使用した革及び麻布の殘缺ならん
馬鞍の下から出土したのあである

(七) 鈹具 五個(圖版第三十三圖) 腐蝕せる鐵製の鈹具が三個、鈹板の附屬せる金銅製鈹具が二組、馬鞍の群に混在して出土してゐる。鈹板は長方形で全面に飾鈹が千鳥型に配置せられ革帯に附着してゐる。鈹具の止金にも皮の殘片が遺存して革帯であつた事は瞭である。馬帶の附屬金具であらう。此の外に用途不明の銀鑲五個遺存す。徑六分鑲狀の断面約一分である。

(八) 雜(圖版第三十四圖) 此の類の中に荒目の麻布と牛皮の殘缺も遺存してゐる。下鞍にでも使用せられてゐたものか、尙外に三角形に作られた革(圖版第三二ノ六)が混在してゐる。鞆か障泥の縁にでも縫附けた飾革であらう。此れ等の馬具附屬の遺品を見るに雄大にして華美、他の遺品と共に新羅人の嗜好の一端を知るに足る。



第二十圖 馬鞍附屬品實測圖



第二十一圖 乘馬土偶見取圖

古新羅時代の古墳から発見された土偶馬鞍着装の状態

第三節 土器類

本墳の土器には赤色と鼠色との二色がある。赤色土器は軟弱なる質で塗赭色をした土師部風のもので、汲水量も多い。後者は鼠色若くは黝黒色をなし、堅質で汲水量も些き陶器風のもので、普通新羅焼きと稱してゐるものである。總數七十個、其の内十九個は赤色土器で其の他は凡て鼠色土器である。

土器		大形	小形
鼠色土器(陶器式)	赤色土器(土師器式)	大形埴臺……………二個	小形埴臺……………二個
		蓋附埴……………七口	蓋附埴……………七口
		蓋及脚附埴……………四口	蓋及脚附埴……………四口
		蓋及脚附盤(内無蓋一口)……………三口	蓋及脚附盤(内無蓋一口)……………三口
		高 坏……………三三口	高 坏……………三三口
		蓋附小形甕……………一口	蓋附小形甕……………一口
		蓋及脚附盤形土器……………八口	蓋及脚附盤形土器……………八口
		蓋附盤形土器(脚は高坏利用)……………十口	蓋附盤形土器(脚は高坏利用)……………十口

圖版第三三及び圖版第三四は土器の全影を表し、圖面第三五と第三六は土器の種類と寸法を示し、其他は各個の詳細を表す爲めに挿入したのである。

(一) 埴臺 二種

梁山夫婦塚と共遺物

罎臺 A 二個 (圖版第三十三圖) A₁ 口徑一尺七寸八分 高一尺三寸五分
 大型の罎臺で上部は摺鉢形、下部は圓錐狀の脚が附加されてゐる。鉢形及び脚部には凸凹帯を
 繞らし數段に區分せらる。A₂ 鉢部三段、脚部三段、鉢形の帶間には從線紋及び小鑽紋が交互に描か
 れ、脚部には矩形の透孔が千鳥形に開かれてゐる。二個共に黝青色の堅緻なるもので、些少の異
 つた點もあるが略形狀文様等が同一である。同窯で陶工が一對として製作せるものか。
 玄室中、最奥の一小區域内玉砂利床の上に置れ、A₁ 臺は中央に、A₂ 臺は北壁に接して据られ前者
 には罎及鐵釜を、後者には罎及び馬具が乗せられて遺存してゐたのである。

罎臺 B 二個 (圖版第三十三圖) B₁ 口徑六寸八分 高一尺一寸二分
 B₂ 口徑六寸八分 高一尺一寸二分

小型の罎臺で、上部は鉢形に中胴は筒形に下部は圓錐狀をなせる鼓胴狀の臺である。脚部は帶
 を以て B₁ 七段、B₂ 八段に區分せられ、各段共縦に四列の矩形透孔を市松形に開き、帶間には刷毛
 目の波形紋が書かれてゐる。二口共に黝黒色の堅緻なるもので、B₁ 臺上には罎 (K 印) が乗せられ
 B₂ 臺は配置圖に示せる如く倒れてゐたのである。

罎臺は壺を乗せる爲めに造られたもので、丸底の壺體と共存するものである。丸底の壺は脚附
 の臺となり、糸底と進化して罎臺は消滅するのである。

(二) 罎 十一 口

罎 C 一口 (圖版第三十圖) 口徑七寸五分 高九寸二分 高一尺三寸二分
 口徑六寸二分 高三寸三分

脚附の罎であつたが脚は缺失してゐる。初めから脚の欠損せるものを副葬したのであらう大

型の罎臺 A₂ の上に置かれ蓋をされ、其の上に馬鞍が置かれてあつた。青味を帯びた灰色で堅緻
 で滑である。銀光を有するは雲母を塗抹して焼成されしものか、今も尙土器製作に雲母粉を散
 布して乾燥せるを見る。長い頸の上部は稍々開き帯を以て三部に分ち、中と下の二間には刷毛
 目山形紋を描き、肩部には格子紋と小鑽紋を交互に千鳥形に配置せらる。肩と胴との境には一
 條の凹線を繞らさる。頸満にして完好な罎である。
 蓋は半球狀に造られ、合口は印籠形に鉢は盃狀をなし、四個の透孔を施され、鉢を圍りて鋸齒狀
 紋が描かれてゐる。

罎 D 一口 (圖版第三十圖) 口徑七寸五分 高一尺一寸五分
 口徑九寸四分

濃き灰色をせる丸底の罎で、太く長き頸は上端稍々開き、頸と肩、肩と胴とは線條帯を繞らして
 區分し、頸は尙三段に分たる。下と中の段及肩部には格子形の篋かき紋を市松形に配置し、口端
 には片羽狀紋を描かれてゐる。圖版第五圖配置圖の如く倒れて遺存してゐたのである。

罎 E 一口 (圖版第三十圖) 口徑六寸二分 高九寸一分
 口徑六寸二分 高三寸三分

黝青色にして鉛光を有する堅緻なる丸底の罎で、頸は長くて上端は稍開き、口縁は被せ蓋を受
 くるために印籠造となり、頸部は凸帯を繞らして二段とし、小環紋を配列す。肩には鋸齒狀紋が
 書かる。蓋を被りし、A₁ 罎臺上にのせられてゐたのである。
 蓋は大きな形狀文様等前の分に類似せるものである。

罎 F 一口 (圖版第三十圖) 口徑六寸五分 高九寸七分
 口徑六寸五分 高二寸四分

堅緻で薄手、色は黝黒にして間々黒鉛光を交ゆ、漏斗の如く開きし口、肩の直線に近き張り、腹部の稜かなる膨み完好と云ふべし。頸は三部に分たれ、下二段には刷毛目波形成を、肩と銅との境にも波形成が描かれてゐる。

蓋は前のものに等しきも鈕を欠失せるまゝ埋藏されてゐた。

脚附 埴 G 一口 (圖版第 三十八圖) 蓋口徑六寸三分 脚徑八寸二分 高九寸七分

稍々厚手の脚附の埴で、黝黒色にして一部黒鉛光を帯ぶ、火度の強かりしためか幾分の歪みもある。脚は低く五個の梯形透孔が繞され、肩は眼み肩は直線に近く、頸は凸帯を以て二部となし、帯間には刷毛目波形成を描かる。肩と胴との境も帯を以て區分せられ、其の上下にも波形成を繞されてゐる。口縁は内側に挫められて蓋を受くる様に作られてゐる。

蓋は前のそれと等しく、合口は印籠形に、蓋状の鈕には透孔を開かれ、その鈕を圍りて刻點紋が描かれてゐる。

脚附 埴 H 一口 (圖版第 三十八圖) 蓋口徑六寸一分 脚徑七寸五分 高九寸六分

前の脚附埴に類似する薄手の脚附埴で、各部の權衡よく整ひ豊滿にして完好なる埴である。

蓋は坏狀鈕を圍りて鋸齒紋を描かれてゐる。

埴 I 一口 (圖版第 三十八圖) 蓋口徑五寸七分 脚徑七寸六分 高九寸六分

暗灰色で形狀文様 F 埴に類似して小なるもの、口縁に突起帯を繞らせると肩部に刷毛目波形成を描かれたるは異なる點である。

蓋は坏狀鈕を圍りて刻點紋を篋書きせる扁平のものである。

埴 J 一口 (圖版第 三十八圖) 蓋口徑六寸三分 脚徑八寸四分 高九寸二分

薄手丸底の埴で、黝青色、形態文様 F 印の埴に一致して稍々小形である。

蓋は前述のそれと同形式なるも扁平である。無孔の坏形鈕を圍り片羽狀紋が描かれてゐる。

埴 K 一口 (圖版第 三十八圖) 蓋口徑五寸四分 脚徑六寸三分 高七寸一分

小型の丸底で地軸湧出して黒鉛光をなす、漏斗形に開きし頸は凸帯を以て二段に區分せられ、其の帯間には縦線紋と小環紋を交互に繞らされ、上下千鳥形をなす。肩と胴との境はやゝ突起し、上には小環紋を下には波形成を描かれ、形態整齊なる埴である。B₁臺上に置かれたまゝ遺存してゐたのである。

脚附 埴 L 二口 (圖版第 三十九圖) 蓋口徑三寸二分 脚徑五寸五分 高六寸

蓋口徑三寸五分 脚徑五寸三分 高五寸八分

一對をなす小型の埴で、豊滿なる胴は短直なる頸を受け、肩には鋸齒紋が描かれ、短脚は帯を以て二段に分ち、其の帯間には七個の梯形透孔を繞らし上下千鳥形をなす。黝青色にして銀光あり各部の權衡よく整ひ色質も亦佳良である。

蓋は特別に燒成されしものか他のそれとは選を異にし、扁平で頂きには坏形鈕を附し、それを圍りて小環紋を畫き、下面には糸輪を造り出して埴口と密接せしむ。(L₂埴の蓋には高坏と同式のものを利用せられてゐる)。

(三) 盃 二種

脚附盃 M 三口

(圖版第三十九圖)

M₁ 口徑五寸四分 高三寸九分

M₂ 口徑六寸二分 高三寸二分

M₃ 口徑四寸一分 高三寸五分

堅緻なる黝青色のもので、二口は大きく一口は小さい、大型には蓋脚及三耳あり、小型は脚のみ附加されてゐる。

脚は紐帯を繞らして二段となし、六個の透孔を上下千鳥形に開く(M₁は一巡の透孔四個なり)胴には裝飾帯を繞らし、尙平紐形の三耳が附加せられてゐる。蓋は高坏の P₁ と同式同文様の稍大なるものである。M₁ 盃は A₁ 坩堝の上に置かれ、M₂ 盃は乙遺骸の頭上に轉つてゐたものである。

(四) 高 杯 三 種

總數三十三個の内二個は片高坏で、其の他は皆蓋を具備してゐる。此の外十個の高坏は赤色盤形土器の臺として使用せられてゐた故、此處には除く。今便宜上大の分を N 印高坏中の分を O 印高坏、小の分を P 印高坏として記述する。

大 N 印高坏……十個………鈕有透孔………(変形直線紋)………脚有二段透孔

四個………鈕有透孔………(羽狀紋)………同

四個………鈕無透孔………(片羽狀紋)………同

高 坏

中 O 印高坏……十六個………四個………鈕有透孔………(刻點及片羽狀紋)………同

二個………鈕無透孔………(刻點紋)………同

二個………無蓋………同

六個………鈕有透孔………(盤形三角紋)………同

二個………鈕有透孔………(盤形三角紋及小環紋)………同

高坏 N 十個 (圖版第三十四圖)

坏器も稍扁たき半球狀をなす。口端は、被せ蓋を受ける爲めに内側に搾められて印籠造をなす。高脚は帯を以て二段に區分せられ、帯間には稍大きな透孔が五個宛上下千鳥形に配置せられ、其の上に刷毛目の波形紋が描かれてゐる。蓋は半球狀で下部は印籠作りに頂上は三孔を透せる盃狀の鈕が附せられ、蓋鈕を中心として一種の変形直線紋を畫かれ、坏身に及んでゐる。かゝる蓋身脚の各部に裝飾紋の附加されたる例は高坏では餘り多くない様である。色は黝青にして光澤あり、薄手にして堅質である。

高坏 O 十六個 (圖版第三十四圖)

堅緻にして黝黒色をなし、間々黒鉛光を交ゆ、燒成の時火度の強かりし爲めか、燒歪みも比較的多い。N 印高坏よりも稍丈低く脚の透孔も細くて些いのである。脚は梯形の透孔を二段に繞らし、上下千鳥形をなす。透孔は一巡三孔のものと四孔の分とあり、蓋鈕は盃狀をなし、小孔を透せるものと然らざるものとの兩様あり、鈕を繞りて羽狀紋、片羽狀紋、刻點紋及び片羽狀紋と刻點

紋の復合せる文様が描かれてゐる。

高坏 P 七個 (圖版第三十四)

青味勝の灰色にして堅緻なる小型の高坏である蓋の撮みを固りて鋸齒紋を描き、内一個にはその鋸齒紋の廻りに尙小環紋が附加されてゐる脚は中央に凸帯を繞らし比較的大きな梯形の透孔を五ヶ宛二段市松形に開かる。形状色質が N 印高坏に類似せる優美なる佳品である。

(五) 小甕及盃形土器

小甕及び盃形土器は皆土師部式の赤色土器で軟質のものである。此等の土器焼成當時に於ては赤色土器は優良なる陶部式の鼠色土器に壓倒せられて只祭器としてのみ餘脈を保つてゐた時代ではあるまいか、而して此の土器の陶工も鼠色土器の製作に走つた時代であらう此の赤色土器の使用は古新羅時代(三國時代)で終りを告げ、統一期に至れば消滅するのでは無いかとも考へられる。

小甕 Q 一口 (圖版第三十四) 口徑四寸五分 肩徑五寸五分 高五寸六分

平底で塗赭色をせる小甕で、口縁は反轉して外部に向ひ凸帯二條となりて口端を繞る、内外面鞆轆の跡を残し腹部の外面には磨紋の痕迹を止む。蓋は扁平なる半球狀をなし下部に紐帶頂上に盃狀の鈕が附せられてゐる。

脚附盃 R 八口 (圖版第三十四) 口徑三寸二分 高一寸三分

前小甕と等しき窯法になる、深盃形の脚附である。完好なる圓錐狀の脚は三個の梯形透孔を開

かる、口縁は蓋を受くる爲めに印籠形に造られ、前小甕の蓋と同形状のものを被せられてゐる。形態は整つてゐる。

盃 S 十口 (圖版第三十四) 口徑三寸三分 高一寸四分

形状色質前の盃形土器に等しき平底のものである。脚の代りに O 印高坏と同品を使用せられてゐる、形状完好色の配合亦妙、此の種の土器は祭器として特別に調進せられしものか、稍々進歩せる技工を有してゐる。

(六) 土器の遺存状態と年代観

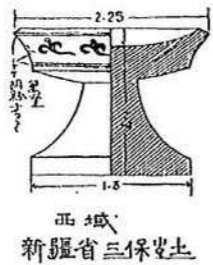
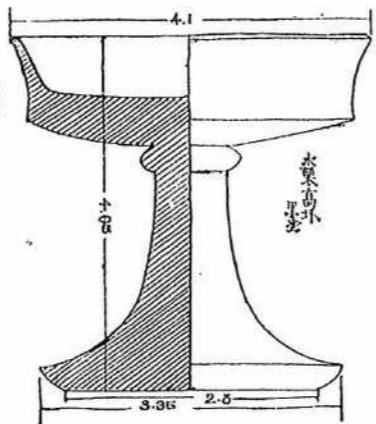
脚附の盃が一口乙遺骸の頭上にあつた以外の土器は、配置圖に示せる通り奥壁に接する小區域内に羅列してある。かく遺骸の頭上に土器を集めて副葬する事は新羅任那の古墳に於て屢々見る葬法である。此れ等の容器は生前使用せられた食器の中には祭器として作られたものもあらう、初め魚菜酒漿を盛りて靈前に供進し床上に羅列してあつたが壁面塗抹の粘土剝落し混亂して現況の如くなりしものか、又此れ等の土器は一時に納めたか或は幾回かに納められたか明瞭でない。馬具の置かれてある邊の一群の土器(ⅠⅡⅢⅣⅤⅥⅦⅧⅨⅩ)は小型で優良である。婦人埋葬のせつ供進せられたのか知れない。此れ等の土器は古新羅のもので統一後のものでは無い。統一後の遺品は形態が整つて脚は低く透孔は小さく、文様は押型文様が主となつて間々釉薬も施されてゐる。然るに此の土器は脚は高く透孔は大きい。而して押型文様も無いので古新羅の土器である事は明である。

土器文様は焼成前粘土の未だ柔き時木か金で作られた篋或は飾形篋で描かれたものであらう。此れ等の文様には刷毛目紋、篋書き文、文廻し文の三種がある。刷毛書き文は又五種に篋書き文は四種に分れ、此れ等の混合文様も五種程ある。



土器文様の起原は單線の篋書きに始まつたであらうが、復線の波形文は最も多く又普遍的に行はれてゐる。此れは書き易さと結果は割合に良好である爲めであらう。漢代の土器にも高勾麗のそれにも此の文様は描かれてゐる。新羅及び任那に於ても古調を帯びた土器に此の文様を見る事が多い様である。之に反し文廻し文様は比較的精緻なる土器に書かれてある事が多

此の文廻し文様は用器書的文様で押型文様に近似してゐる其の形状の似てゐるのみではない。施行法も類似してゐる新羅統一期に流行せる押型文様は、此の文廻し文様と關係の深いものであらう。要するに本土器は容姿も稍整備し文様も精練されてゐる。然し新羅統一期のものでは無い古新羅の後期の製作であらう。



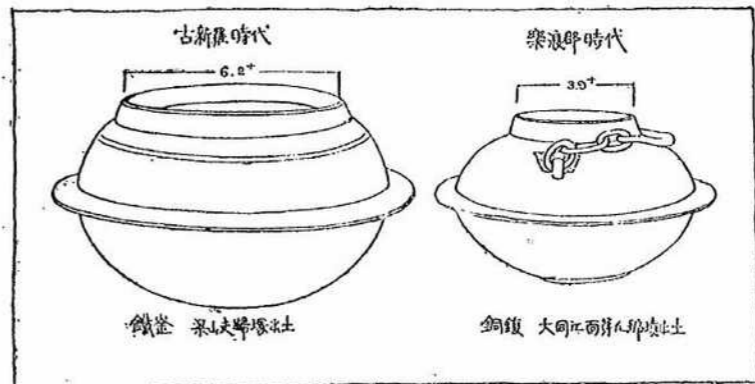
第二十二圖 西域の高杯圖

此れ等の土器は一種特別の形態をなし、日本ではこれを祝部式土器と呼び、北は東山北陸より西は九州に至る廣い範圍に分布せられてゐる。朝鮮に於ては新羅任那の故地からは至る處此の土器を出土し、百濟の故地にも遺存してゐるが、高勾麗は今の處有無不明である。平壤に於ける漢民族の土器とは形態性質を異にしてゐる。然るに遠き中央亞細亞の祭器には形態の類似せる盤高杯等が遺存してゐる。

第四節 雜

鐵釜一口 (圖版第四十一圖) 配置圖に示せる通り中央の坩堝(A)上に土器の蓋を被つたまゝ遺存してゐる

梁山尖塔塚と其遺物



第二十五圖 甗及鐵釜

たのである。鑄鐵製で茶釜に似た形態をなし、胴は張りて、口は短直で口は潤く開き、口径六寸二分、胴径九寸二分、高さ六寸一分を有し、胴の中央部には幅七分許りの鈎が繞つてゐる。肩部には二條の線帯が陰刻せられ、獸環も耳環も無く、替りに鈎に二ヶ所の小孔が穿たれてゐる。提梁を附せしものか。今一面に暗黒色の鏽を生じ脆弱に化質せるも、損傷なし。蓋は土器、冑臺の脚のとれた鉢形のものを使用してゐる。此の土器は堅緻なる鼠色のもので、外面に凸帯を繞らして三區となし、上二段には縦線紋と小環紋を交互に描かれ、上下千鳥形をなす。鐵釜は庖厨の煮沸器として使用せられたものであらうか。ゝる形態の釜を鑄造し使用し初めた年代は何時頃からであらうか。辰韓には良質の砂鐵があつて、韓濩、倭、皆之れを取り、樂浪、帶方にも供給したと云ふ事であるから、朝鮮に於ても二三世紀頃には鐵の利用も稍考究せられてゐたものではあるまいか。然し木槨築造の頃は未だ鐵釜は貴重な品であつたと見え、王族

か名族ならでは使用し得なかつた様で、墳型の大きな副葬品の夥多なる古墳ならでは此の鐵釜は埋藏せられて無いのである。日本の古墳からは鐵釜の發見せられた例はない。百濟、高句麗の遺物は散逸して今徴す可き由は無い。然し平安南道雲山に於ける高句麗の古墳から鐵製の焔爐が出土してゐる。之を見れば、釜等もあつたであらう。樂浪の古墳、平壤大同江面第九號墳からは前漢の銘記ある漆器を出土し、此の古墳からは甗が伴出してゐる。甗は銅製であるが形態此の鐵釜に彷彿たるものである。甗と釜とは同型異名であるから、此の漢代の甗の形態が朝鮮に傳つて鐵釜を成したものであるまいか。

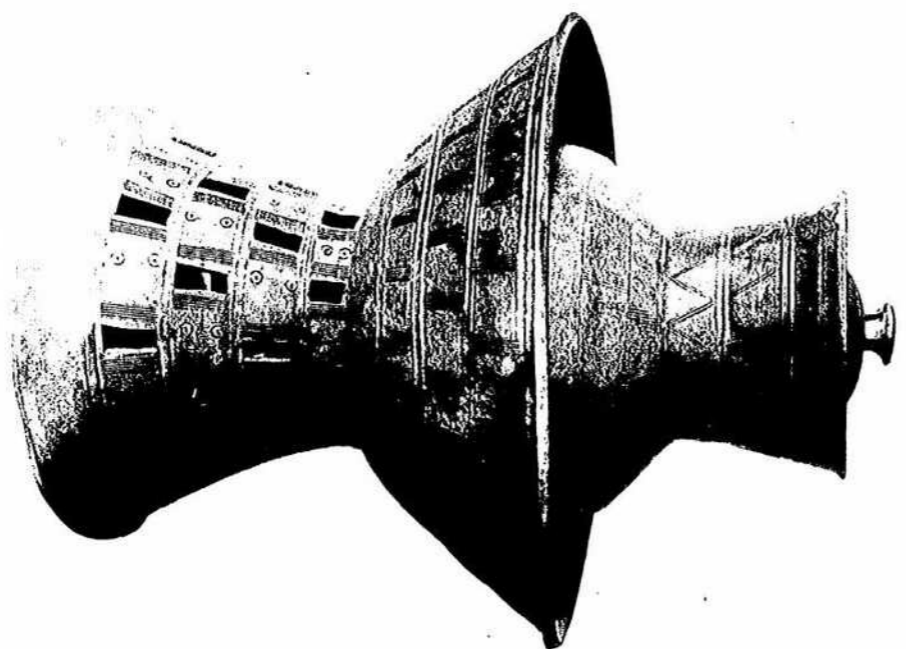
鐵器一個 (四十一圖) 迂曲せる鐵棒で長約一尺七寸、先端は半圓形に作られて細く渦巻きとなつてゐる。何か懸垂せられてゐたものであらう。柄部は袋形をなしてゐる。此處に木柄でも挿入したものか。此れは燈の支柄か。或は銘旗の頭金具であらうと謂はれてゐる。

漆一片 (三十四圖) 圓形の器に塗られてゐた様であるが、木部は腐朽し黒色の皮のみが遺存してゐる。直徑約三寸四分の圓形である。外に棒状をなせる漆があるが、之れは弓では無いかと考へ、武器の部に記した。樂浪の漆器を見るに布を着せ下地を施して漆を塗つてあるが、古新羅の漆器は布を着せないで直ちに木部の上に漆を施してある。漢族と韓族との技工の優劣文化の差異の表れであらう。

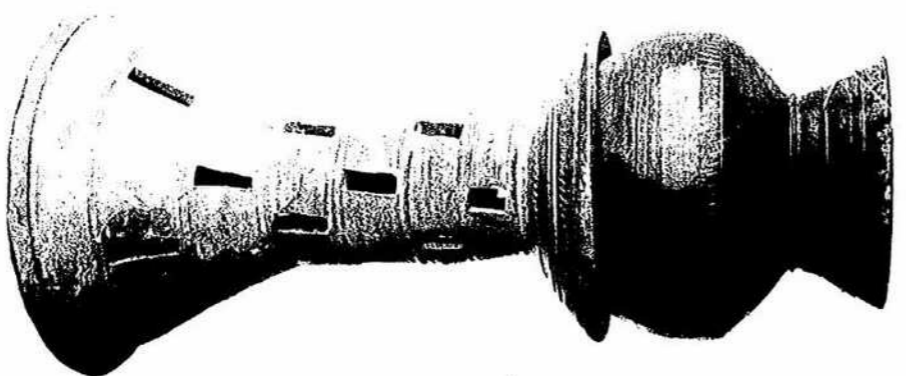


第二十六圖 木槨用漆殘片

埴及埴窯

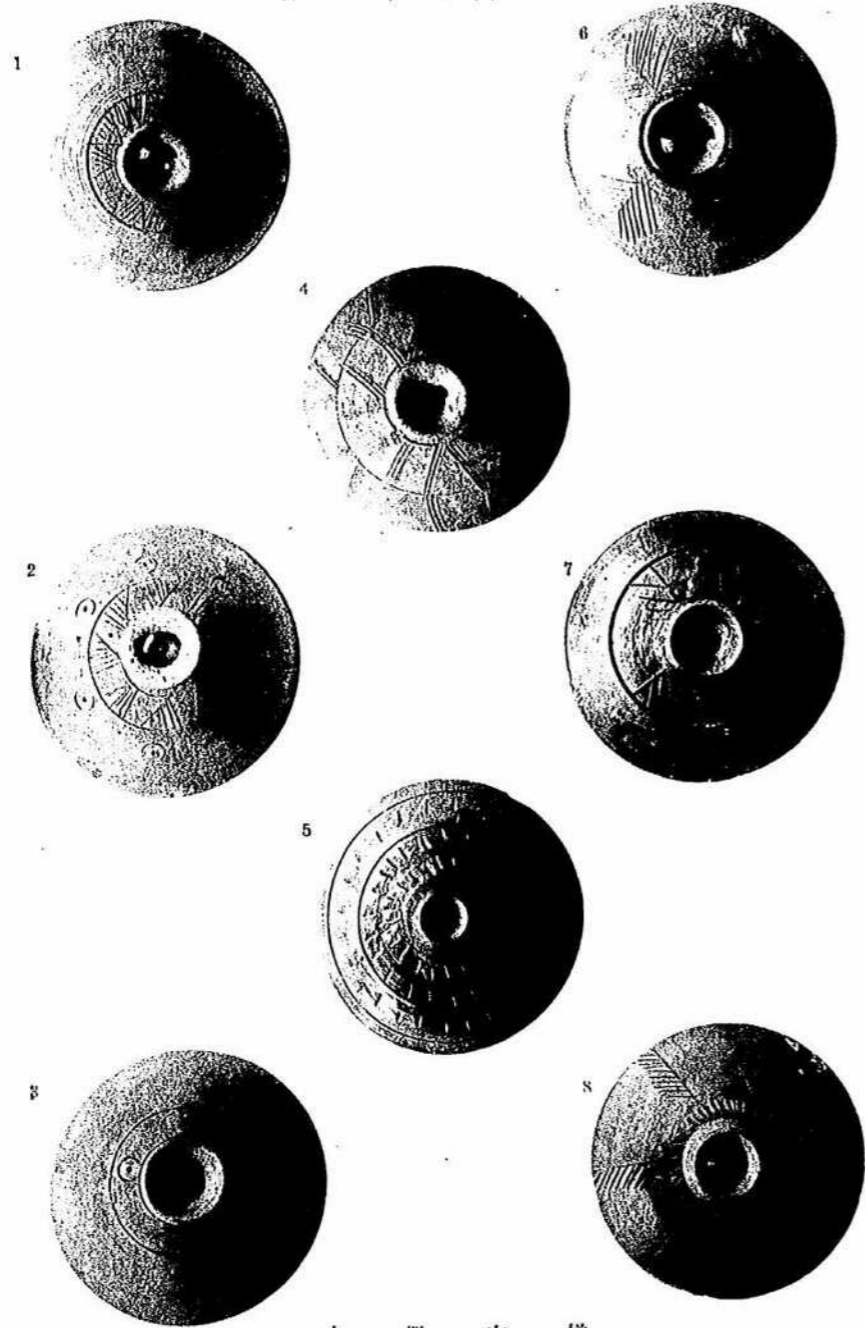


埴及埴窯



第二十三圖

第二十四圖



土器文様

第五章 後 論

第一節 殉死か合葬か

五人の遺骸が同一石室内に埋葬され而して二人は本墳の主なる遺骸ならん高い石床上に安置せられ他の三人は従葬であらう下床の玉砂利上に並置せられてゐる。此の主人夫婦と思はれる兩遺骸は同時に葬られたものでは無く、先づ主人を葬る爲めに石室石床を作りて安置し、或期間を経て婦人を葬つたものである。最初主人を葬る爲めに作つた石床は二段で高い段には遺骸を安置し低い段には副葬品を置かれてゐた。然るに婦人を葬る場合に低い石壇は増築せられ主人のそれと同高の石床に改造された(石室構造参照)

此の改築の時に低い石床上に置かれてあつた馬具等の副葬品は、土器等の置かれてある奥室に取片附られた其の移轉の際鏡及雲珠等が置き忘れられて、増築石床の下積となつたものである。鏡は鈎革で連結されてゐるものである。其の鏡の片足が残されたと云ふ事は鈎革の腐蝕と玄室の暗さが想像され、雲珠の残存に就ても又同様に考へられる。石床の増築は皮革等の腐蝕した頃に行はれたものであらう。即ち主人を埋葬して後或期間を経過し婦人を葬つたものであるとの連想ができる。時期の關係から見ても婦人は合葬と推定したのである。自餘の三遺骸は合葬か殉葬か判明しない。若し合葬ならば一族の遺骸で弟妹子孫の共れと考へねばならぬ

然し裝身具上に顯れた優劣、位置の表示する尊卑の差異が甚しい返つて從臣か召使の遺骸と見た方が穩當ではあるまいか。從者か召使ひの遺骸とすれば勢ひ殉死と云ふ事が考へられる

三國史記 知證麻立干の條に

三年春二月下令禁殉葬、前國王薨、則殉以男女各五人、至是禁焉。

此殉葬と云ふ事は殉死と等しいのであらう。瘡靈等を殉葬したとすれば禁止する必要もないし、又男女各五人を殉すると云ふ下句の解釋にも困る。やはり殉死と同意味であらう。殉死と云ふのは自發的に行はれたものか又は強制的に行はれたものか疑問である。自發的に行はるれば問題は些いが、強制的になされたとすれば色々の悲劇が起るから、これを禁止するのが當然である。やはり新羅には殉死が行はれてゐたのであらう。國王の時男女合して十人殉死したとすれば王族或は地方の豪族の場合にも何人か殉葬が行はれたとも考へねばならぬ。日本にも昔殉死が行はれてゐたが、垂仁天皇の朝野見宿禰が殉死の禁止を建議し以後は替ゆるに埴輪の土偶を以てしたと日本書紀に記されてゐる。此の埴輪代用説には疑問もあるが上古殉死の行はれてゐた事は確實であらう。かく新羅及び日本に上古殉死のあつた事は史乘には銘記せられてゐる。然し未だ遺跡遺物に就て實證された例が無いので殉死は如何なる状態にあるものやら今の處全然不明である。殉死は生きながら埋葬されるのか又遺骸として殉葬するのか而して自發的か強制的か此の點も明瞭でない。本墳の甲乙丙の三遺骸は整然と羅列して葬られてゐる状態から見れば生きてきたまゝ玄室内に納めたものとは思はれない遺骸となつて後葬

られたものであらう。然し此れも自殺か他殺か病死かの點が明でない。又埋葬された時期も明瞭でないので殉葬か合葬か判明しない。

知證王三年殉葬の禁令が出たとすれば其の以後には殉死は無い筈である。然るに本古墳の遺物の表示する年代も此の前後を指すので是れ又殉死か否かを決定する資料とならない。要するに本墳の遺骸の内夫婦は合葬であるが他の三遺骸は殉死か否か不明である。只幾分か殉死ではないかと思はれる疑點がある位である。

第二節 結 論

(一) 梁山は新羅建國の後四五代を経た頃新羅の領土に編入せられたらしい而して辰韓の昔は古墳に櫛を築造せなかつたのとあるから此の古墳は新羅領となつてからのものであらう。此の土地は新羅南端の樞要地で伽倻日本に對する新羅の根據地である邊境を守護せる武將の奥津城と思はれる。

(二) 石室は横穴式石廓で比較的玄室の幅は廣く天井は高い。新羅任那系統の石廓としては余程進歩せる玄室である。然し新羅統一後の其れでは無い。新羅文化の黎明期に屬するものであらう。

(三) 五人の遺骸を同一玄室内に葬つてある。而して主人夫婦と思はれる兩遺骸は合葬である

が他の三遺骸は殉葬に非ずやとも思はれる面白い資料である。

(四) 木棺を使用せず盛装せる男女の遺骸を玄室内の石床上と下床の玉砂利上に直ちに伸展して葬つてある。棺を使用せない葬法の一遺例である。

(五) 寶冠、耳飾、頸飾等を着装せるまゝの遺骸が比較的完全に遺存してゐる。勾玉には翡翠あり瑪瑙あり玻璃製もある。華麗なる耳飾には縷金細工が施され、鈔帯には忍冬文様が認められる。支那六朝期の影響を受けてゐる事は明である。

(六) 刀槍鐵等の形態を明にし、馬具に就ては各部の手法を略ぼ察知する事ができた。多くの土器は完全に遺存し、壺あり盆あり高坏あり、當時に於ける食器祭器の状態を明白ならしむる事ができた。

(七) 要するに本墳は西暦六世紀頃築造せられたもので、新羅に於ける豪族の墳墓であらう。而して装身具副葬品の明瞭なる配置と其の質量に於て古考學的價値の豊富なる、從來調査せられた古墳中稀に見る貴重なる資料であつた。

(八) 此れ等の遺物に表顯された文化を觀るに、西暦六世紀頃に於ける新羅の文化は百濟よりも高勾麗よりも劣り、西暦一世紀頃の樂浪の高級なるそれとは比較にならぬ程優劣の差異が認められる。要するに六世紀頃の新羅文明は三國中最も劣てゐたらしい。

大正十四年九月下旬稿

大正十五年十一月十日印刷
昭和二年三月三十日發行

朝鮮總督府

京城府蓬萊町三ノ六二

印刷所 朝鮮印刷株式會社